

**檜葉町復興計画
〈第一次〉**

平成24年 4月

檜葉町

目 次

第一章 はじめに

1. 復興計画の策定にあたって	3
1-1) 復興計画策定の目的	3
1-2) 復興計画の構成と位置づけ	3
1-3) 復興ビジョン・復興計画の策定体制	6
2. 復興計画の目標と理念	7
2-1) 復興の目標	7
2-2) 復興の基本理念	7
2-3) 主要施策	9
3. 時期区分	10

第二章 復興のための施策

1. 絆を保ち、被災生活を乗り切る	15
1-1) 長引く避難生活への対応	15
1-2) コミュニティの維持・再構築	20
1-3) 円滑な帰町に向けた支援	23
1-4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援	25
1-5) 町の将来を担う子どもたちへの対応	29
1-6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復	32
2. 安心して暮らせる環境を取り戻す	34
2-1) きめ細やかな除染	34
2-2) インフラ復旧等による生活基盤の回復	38
2-3) 段階的・柔軟な帰町	42
2-4) 放射線モニタリングの充実	47
2-5) 心身両面の健康管理	51
2-6) 安定した雇用・収入の確保	57
3. むらしやすさを追求する	60
3-1) 広域的連携による豊かな教育環境の充実	60
3-2) 福祉施策と子育て環境の充実	62
3-3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備	65
4. これまで・現在とは違う新しさを目指す	68
4-1) 檵葉新生プロジェクトの推進体制の整備	68
4-2) 風評被害の払拭	69
4-3) 新しい産業による地域経済の発展	71
4-4) 町外との新たな連携・交流	78
4-5) 「ふるさと檜葉」づくり	81

5. さらなる安全・防災を目指す.....	85
5-1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり	85
5-2) 災害に強いまちづくり	91
5-3) 災害教訓の伝承・発信	96
きぼうプロジェクト	99

第三章 復興の進め方

1. 土地利用の方針.....	103
1-1) 防災のための土地利用方針	104
1-2) 宅地や事業用地の供給方針	105
1-3) 次世代に受け渡す土地利用	107
2. 復興への取り組みを支える仕組み	109
2-1) 新生檍葉に取り組む体制・仕組みづくり	109
2-2) 復興に向けた財政面の対応等	111
2-3) 復興計画の進捗管理の仕組みづくり	112

第一章 はじめに

1. 復興計画の策定にあたって

1-1) 復興計画策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、私たちの楢葉町に地震と津波による被害をもたらすとともに、原子力災害によって町全体が避難を余儀なくされるという事態を招きました。災害から一年余りが経過する中、長引く避難生活を乗り越え、ふるさと楢葉を取り戻すために、私たちはこの復興計画を策定し、復興を目指して歩んでいきます。

この復興計画に先だって公表した楢葉町復興ビジョン（平成24年1月）は、私たちがこれからどのように復興するかを明確にすることで、多くの人々と思いを共有し、ともに取り組んでいくために策定しました。町民はもちろん、さまざまな人々の知恵と力を結集し、復興に向けて歩き続けるうえでの「旗印」の役割を果たします。

こうした復興ビジョンを骨格として策定する復興計画は、復興に向けた具体的な取組方法、時期を示すものです。この復興計画〈第一次〉には、早期に生活を再建し落ち着いた暮らしを取り戻す一方で、災害からの復興をバネに従来にも増して健康で豊かに暮らせるまちをつくるため、必要と考えられるさまざまな施策と、それを着実に推進するための仕組みづくりなどを盛り込みました。

「第一次」と名付けたとおり、この復興計画は、今後、状況の変化などを踏まえて隨時見直します。そのように自らの力で今後の見通しを立てながら復興に向けて取り組むことが、災害を克服し、これまで以上にすばらしいふるさとを作り上げる原動力になるのです。

1-2) 復興計画の構成と位置づけ

(1) 復興計画の構成・位置づけ

復興ビジョンは、次の項目によって構成されています。

- 楢葉町が今回の災害から復興していくために掲げる「目標」
- 復興に向けた取り組みの基本的な考え方である「基本理念」
- 復興のため実施していく主な施策（主要施策）
- とくに楢葉町の復興を象徴する「きぼうプロジェクト」

その全体像を図示したものが、次ページに示す「ならは復興の木」です。

復興計画は、この復興ビジョンを骨格として、主要施策毎の具体的な取組項目と時期を示し、さらに、土地利用の大きな方針、復興を推進する体制・仕組みを具体的に示したものです。

目標

地震・津波災害と原子力災害を克服し、
より健康で暮らしやすい、
新しい檜葉の礎をつくる

主要施策5
さらなる安全・防災を
目指す

主要施策4
これまで・現在とは
違う新しさを目指す

主要施策3
暮らしやすさを
追求する

主要施策2
安心して暮らせる
環境を取り戻す

主要施策1
絆を保ち、
被災生活を乗り切る

基本理念

[1]
安全・安心な
生活の再建

[2]
町民の主体的
参画と自立

[3]
次世代への
継承

[4]
広い視野に
立つ復興

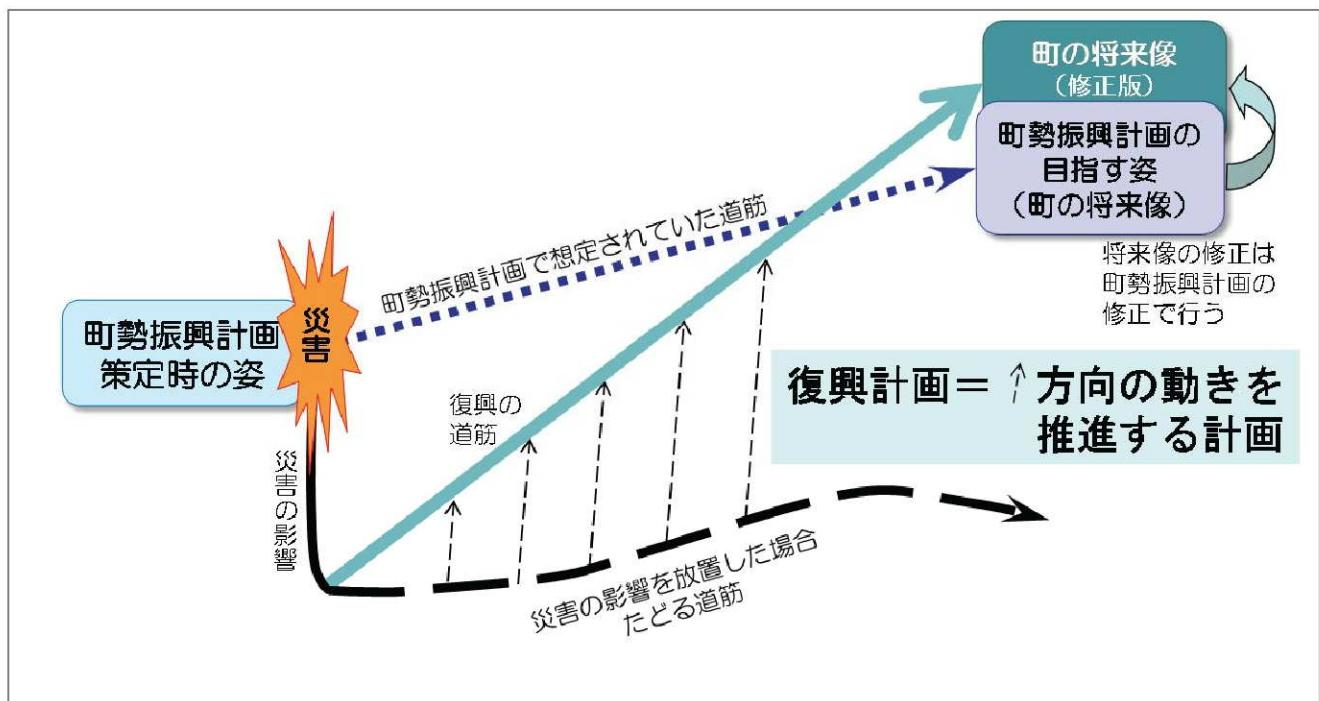
ならは復興の木

(檜葉町復興ビジョン・復興計画の全体像)

(2) 町勢振興計画との関係

檜葉町では、災害直前に「第5次町勢振興計画」の策定を終え、10年後に目指す町の将来像を描いて、そこに向けた取り組みの計画を定めていました。しかしながら、この災害によって私たちの暮らしや町の状況は大きく変動しており、被災前に定めた町勢振興計画そのまま推進していくことができる状況ではありません。

復興計画は、町勢振興計画に代わるものではなく、災害によって受けた大きな影響を踏まえ、できるだけスムーズに町勢振興計画の目指していた道筋に近づけていくためのものです（下図参照）。この災害を受けて、10年後に目指す町の将来像そのものにも変更が必要となる可能性がありますが、その場合は、今後、町勢振興計画の修正を行うこととなります。

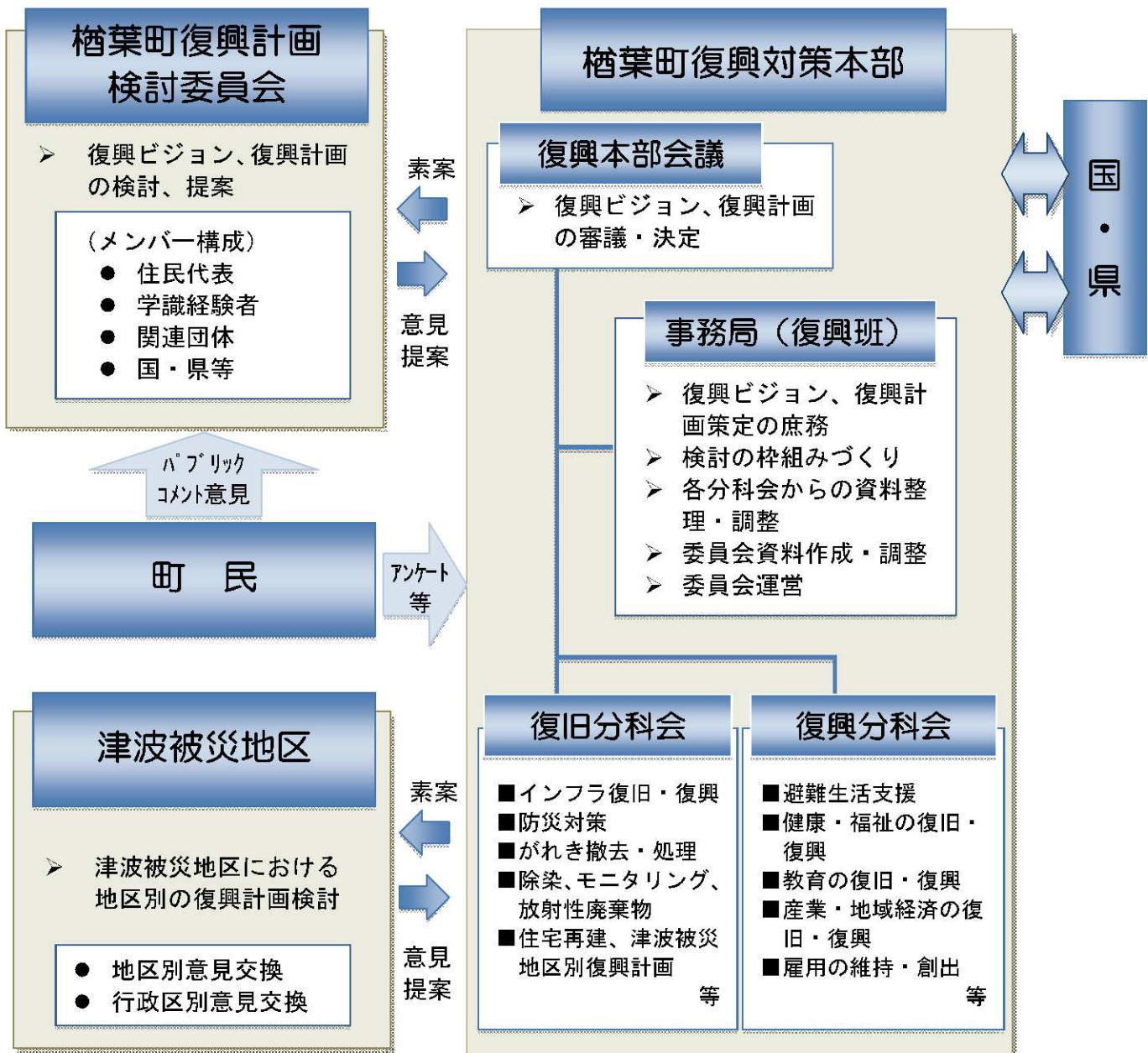


復興計画と町勢振興計画の関係

1-3) 復興ビジョン・復興計画の策定体制

復興ビジョン・復興計画の策定体制は、下図に示すとおりです。

檜葉町では、役場内に復興対策本部を設置し、事務局を配置するとともに、若手職員からなる分科会を設けて検討しました。また、行政区長、町民代表、関係団体代表、専門家などによる「復興計画検討委員会」を設置し、さまざまな分野の方々のご意見をいただきながら、ともに復興ビジョン・復興計画を作り上げました。



復興ビジョン・復興計画の策定体制

2. 復興計画の目標と理念

東日本大震災に伴う地震・津波災害と原子力災害を乗り越えて、もう一度、私たちのふるさと楢葉を取り戻すため、楢葉町では、次のようなビジョンを掲げて復興に取り組みます。

2-1) 復興の目標

私たち楢葉町が目指す復興の目標は、次のとおりです。

目標

地震・津波災害と原子力災害を克服し、
より健康で暮らしやすい、新しい楢葉の礎をつくる
～住む人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して～

被災前の楢葉町は、とても暮らしやすく、スポーツへの取り組みを特徴とするまちでした。地震・津波災害に加えて原子力災害に見舞われるなか、この「複合災害」を克服し、これまで以上に健康で暮らしやすい町を築いていくことが、私たちのまちの「復興」です。それは単に、もとの楢葉町に戻るということではありません。これまでとは違う、新しい楢葉町を目指して、将来に向けた礎をつくります。そして、誰もが安心して健康に暮らし、日本中、世界中から参考とされる先進モデルの町となることを目指します。

2-2) 復興の基本理念

上記の目標を達成するため、これから町ではさまざまな事業・施策に取り組みます。これら復興のための各種事業・施策を進めていくうえで、基本となる考え方（理念）を4つの「基本理念」としてまとめました（次ページ参照）。

この基本理念は、復興に向けて歩み続けるなか、私たちが常に心にとどめ、今の事業・施策が正しい方向を目指しているか、より改善・工夫すべき点はないか、などを考える上で参考する「価値基準」（判断のものさし）となります。

基本理念

1 安全・安心な生活の再建

安全な暮らしを取り戻し、みんなの安心できる生活を再建する

- 放射線の影響を取り除き、若い世代や子どもも安心して安全に暮らせる町にする。
- 被災状況や避難生活の状況に応じ、多様な選択肢の中から、それぞれに合った生活再建を進めていく。

2 町民の主体的参画と自立

復興に向け、ひとりひとりが持てる力を結集する

- 年齢や性別、職業や立場にかかわらず、自分たちの知恵と力を結集して、復興に向けて歩み続ける。
- 災害を克服し復興していくために、ひとりひとりが必要な力を身につけ、自分たちの力を信じて進んでいく。

3 次世代への継承

これまでとは違う新しい楷葉をつくり、子どもたちの未来につなげる

- 被災体験をバネにして、楷葉のあり方をもう一度見直し、原子力だけに頼らない、新たなまちづくりに取り組む。
- 災害の教訓を忘れず、より安全なまちづくりに活かしていく。

4 広い視野に立つ復興

楷葉単独ではなく、近隣地域との広域的な連携と協力で、復興に取り組む

- ふるさとを想う気持ちを大切にし、帰町を慎重に考える人たちとの絆も保ち続ける。
- 近隣市町村と密接な連携・協力を図り、楷葉だけではなく、近隣地域全体でこの災害から復興する。

2-3) 主要施策

4つの基本理念の下、目標に向かって歩んでいくために、町として進めていく主な施策は、以下のとおりです。

緊急に取り組む施策

I. 絆を保ち、被災生活を乗り切る

- 1) 長引く避難生活への対応
- 2) コミュニティの維持・再構築
- 3) 円滑な帰町に向けた支援
- 4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援
- 5) 町の将来を担う子どもたちへの対応
- 6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復

II. 安心して暮らせる環境を作り出す

- 1) きめ細やかな除染
- 2) インフラ復旧等による生活基盤の回復
- 3) 段階的・柔軟な帰町
- 4) 放射線モニタリングの充実
- 5) 心身両面の健康管理
- 6) 安定した雇用・収入の確保

III. 暮らしやすさを追求する

- 1) 豊かな教育環境の整備
- 2) 福祉施策と子育て環境の充実
- 3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備

中・長期的な視点に立って取り組む施策

IV. これまで・現在とは違う新しさを目指す

- 1) 檜葉新生プロジェクトの推進体制整備
- 2) 風評被害の払拭
- 3) 新しい産業による地域経済の発展
- 4) 町外との新たな連携・交流
- 5) 「ふるさと檜葉」づくり

V. さらなる安全・防災を目指す

- 1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり
- 2) 災害に強いまちづくり
- 3) 災害教訓の伝承・発信

3. 時期区分

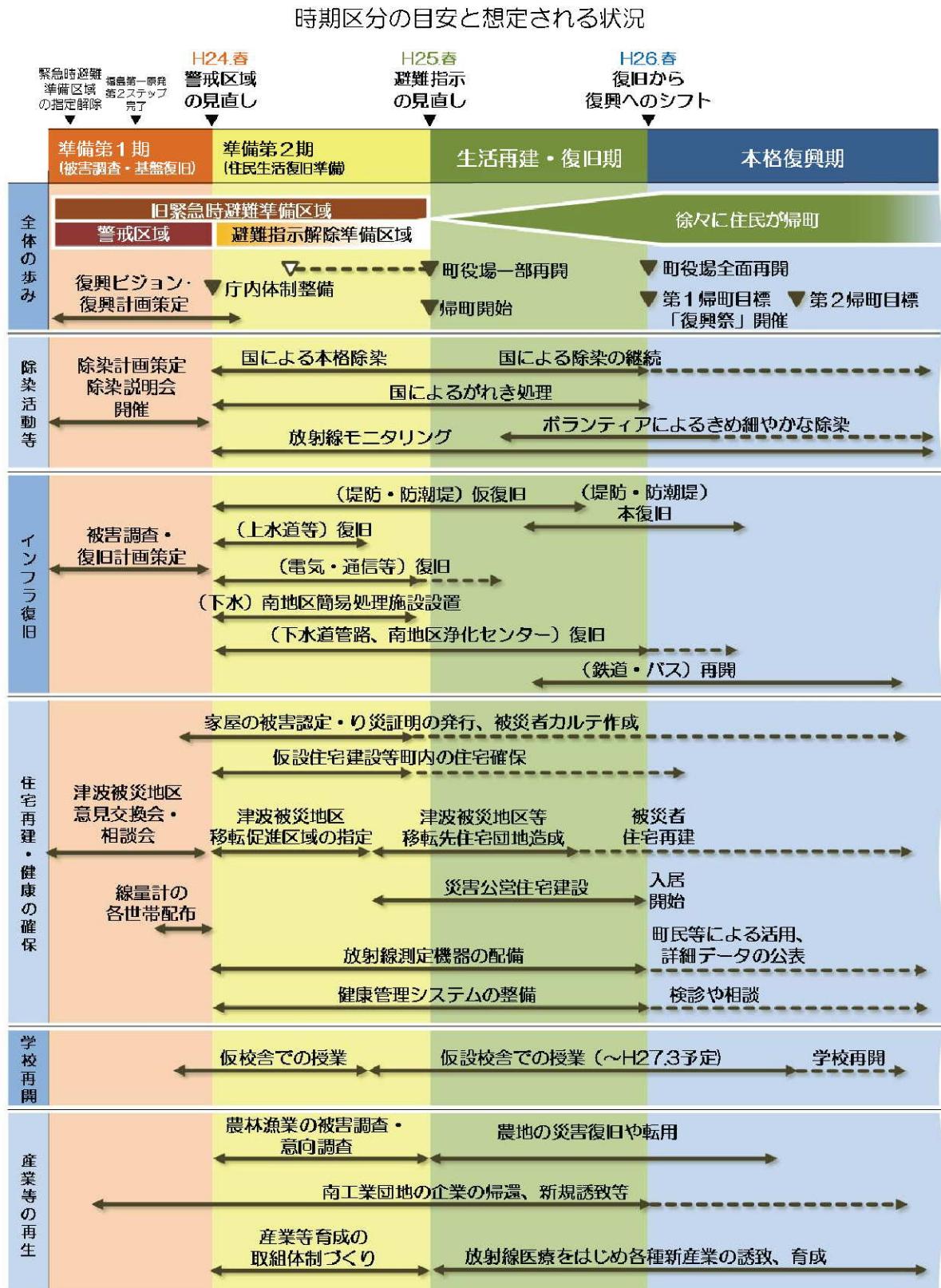
これまで公表していた「避難解除・帰町に向けたプログラム」のなかでは、復興計画の対象期間（計画期間）である10年間（平成23年4月～平成33年3月）を下記のように区分してきました。

- 準備第1期（被害調査・基盤復旧）
- 準備第2期（住民生活復旧準備）
- 生活再建・復旧期
- 本格復興期

復興に向けた各種取組が進捗し、今後について一定の見通しを立てることが可能となりつつあることから、この時期区分について具体的な目安となる時期を以下のように定めます。

時期区分	目安となる時期	想定される状況
準備第1期 (被害調査・ 基盤復旧)	震災発生 ↓ 「警戒区域」見直し (平成24年春)	<ul style="list-style-type: none">・町内のほとんどが「警戒区域」に指定 (一部地域の「緊急時避難準備区域」は平成23年冬に解除)
準備第2期 (住民生活 復旧準備)	「警戒区域」見直し ↓ 「避難指示」見直し (平成25年春)	<ul style="list-style-type: none">・「警戒区域」が見直され「避難指示解除準備区域」に指定・本格的な除染、復旧工事等を開始
生活再建・ 復旧期	「避難指示」見直し ↓ (平成26年春)	<ul style="list-style-type: none">・町役場は一部機能を戻して再開・町民は希望される方から順次帰町を開始・町のインフラはおおむね復旧完了(一部、応急措置を含む)・津波被災地区などの住宅再建・確保が本格化
本格復興期	町役場全面再開 (平成26年春)	<ul style="list-style-type: none">・町役場は全面的に機能を戻して再開・町のインフラは完全復旧・津波被災地区などの住宅再建が完了、居住開始・第1帰町目標として、帰町可能な世帯全ての帰町が完了・学校については、さらに約1年間、仮設校舎での授業を継続・第2帰町目標として、やむを得ず帰町をしばらく見合わせていた町民についても帰町が完了することを想定(学校の再開時期が目安)

なお、この時期区分の目安については、あくまでも現段階の予定であり、必要に応じて見直していきます。また、「本格復興期」は、約7年間にわたることから、今後これを細分化して段階を追った本格復興へ取り組みます。この時期区分の全体像は、下図のとおりです。



注) 警戒区域・避難指示の見直しの時期については、町民の皆様のご意見等を踏まえた国との協議により決まりますので、今後変更する可能性があります。

第二章 復興のための施策

1. 絆を保ち、被災生活を乗り切る

1-1) 長引く避難生活への対応

住み慣れたふるさとを離れての避難生活で、町民は日々、苦労を重ねています。避難生活の現状や町民のニーズを把握して、必要な情報提供、生活支援などを行うとともに、暮らしに「生きがい」や「潤い」をもたらす活動等を支援していきます。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)被災者のケアと生活再建支援 のための実態把握	① 生活実態調査、意向調査 ② 被災者カルテの整備・活用 ③ 各世帯のニーズに応じた情報提供 ④ 家屋被害調査、り災証明発行
(2)仮設住宅・借上住宅における 心身の健康管理	① 実態調査、巡回訪問等による支援 ② 避難生活の健康維持と生きがいづくり
(3)避難先における教育の確保・ 子育て支援	① 避難先での仮設校舎整備 ② 通学手段（送迎手段）の確保 ③ 区域外就園費用の補助、保育料の減免 ④ サポートセンターを通じた子育て支援
(4)生計維持・確保の支援	① 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出 ② 仮設店舗等における事業再開の支援 ③ 税や利用料等の各種減免

（1）被災者のケアと生活再建支援のための実態把握

避難されている町民に対するケアや、今後の生活再建の支援にあたっては、まずその実態を正確に調査して、さまざまなニーズを把握していくことが必要です。被災者のニーズは時間とともに変化していくと考えられることから、調査は継続的に実施し、その履歴をしっかりと管理することで、手厚い支援に結び付けます。

①生活実態調査、意向調査

町では、これまで「檜葉町復興のための町民アンケート」「檜葉町高校生世代の意識調査」を実施して、町民の避難生活における概要把握を行ってきました。今後とも、必要に応じて

このような調査を継続的に実施し、様々な課題を抱える町民のニーズなどを把握していきます。

②被災者カルテの整備・活用

生活実態調査や意向調査のほか、警戒区域解除後に行われる被害調査など結果をとりまとめ、除染や帰町に際して顕在化するさまざまな課題を整理する「被災者カルテ」の整備・活用に取り組みます。これを、さまざまな課題を抱える町民への的確な情報提供、相談対応に活用するとともに、被災世帯の生活再建、住宅再建支援のための施策立案の参考とします。

③各世帯のニーズに応じた情報提供

各世帯のニーズに応じた情報提供には、町民と町との双方向のやり取りが可能な「タッチパネル型端末¹⁾」を全世帯に配付し活用する計画です。

④家屋被害調査、り災証明発行

家屋等の被害調査には、り災証明の基礎となる被害認定のための調査、税の減免等のための調査、事業者が融資を受ける際に必要となる被害の証明のための調査、賠償のための調査など、さまざまな種類があります。これらの連携をとることで、より効率的・効果的な調査を行い、り災証明の発行につなげていきます。なお、対応職員等の不足が想定されるため、必要に応じて、原子力発電所立地地域をはじめとする他市町村や土地家屋診断士など民間の専門家にも応援を要請します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①生活実態調査、意向調査				
②被災者カルテの整備・活用				
③各世帯のニーズに応じた情報提供				
④家屋被害調査、り災証明発行 住宅被害判定調査 り災証明発行				

¹⁾ 無線通信により町民と町が相互に情報をやりとりできる、持ち運び可能な装置。

(2) 仮設住宅・借上住宅における心身の健康管理

町民アンケートの結果からは、慣れない仮設住宅や借上住宅での生活の中で、体調を崩したり、持病が悪化したという町民が少なくないことがわかっています。避難中の生活を少しでも健康的に送り、元気に町へ戻れる日を迎えるよう、心身の健康管理にしっかりと取り組みます。

①実態調査、巡回訪問等による支援

生活支援相談員、民生児童委員、保健師、地域包括支援センターなどにより、実態調査と定期的な巡回訪問を行います。これを通じて、支援を要する町民に対し、継続的な支援を続けます。

なお、町民の避難先は県内各地はもとより県外にも分散していることから、これらの実態調査や支援については、避難先の市町村、関係団体等と十分に連携を図ります。いわき市においては、郡内町村の住民が多く居住していることから、広域的な取り組みができるような支援体制を構築していきます。

②避難生活の健康維持と生きがいづくり

避難生活の中でも、健康を維持するとともに暮らしに生きがいをもたらすため、仮設住宅でのフィットネスジム（仮設）による運動や、町が農地を借り上げた農園での土いじり、農作業の機会を提供します。このような場に集まることで町民同士の交流が生まれ、コミュニティの維持・形成にも効果があるものと期待します。

	H24春	H25春	H26春	本格復興期
	▼	▼	▼	
①実態調査、巡回訪問等による支援	準備第1期	準備第2期	生活再建・復旧期	
②避難生活の健康維持と生きがいづくり Jヴィレッジフィットネスジム（仮設）の開設 元気あっぷ教室等 借上げ農地の確保				

（関連施策）

- ・ 健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備【2-5)(1)(4)】
- ・ ケア体制の充実強化【2-5)(1)(6)】

(3) 避難先における教育の確保・子育て支援

避難先では、環境の変化に伴い、子どもにも親にも、大きなストレスがかかります。親が安心して育児ができ、子どもが健やかに育つように、さまざまな面で、きめ細やかな目配りと配慮が必要です。

①避難先での仮設校舎整備

子どもたちの帰町については、放射線による影響が心配されることから、より慎重な判断が求められます。このため、本年4月からいわき市内の施設を借上げて仮校舎で小中学校の授業を再開し、建設中の小中学校の仮設校舎完成後は、数年間はそこで教育を行います。

②通学手段（送迎手段）の確保

遠方から仮校舎へと通う子どもたちのために、通学手段（送迎手段）を確保します。この対応は、避難指示が解除された後、町内での学校再開を待たずに子どもが楢葉へ戻った場合にも適用します。

③区域外就園費用の補助、保育料の減免

これまで実施してきた区域外就園費用の補助、保育料の減免を継続し、避難先における経済的な負担を軽減します。

④サポートセンターを通じた子育て支援

会津美里町・いわき市に設置したサポートセンターでは、子育て支援として高齢者との交流、子どもの遊び、親同士の交流、相談、放課後の子どもの学習・遊び、一時保育などを行っています。今後も、子どもの成長・親の成長とともに支援するセンターとして、さまざまな世代の交流の場としての利用を推進します。なお、仮設小中学校の整備に合わせて仮設こども園を整備します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①避難先での仮設校舎整備				
仮校舎での楢葉小中学校の再開				
仮設校舎での楢葉小中こども園再開				
②通学手段（送迎手段）の確保				
③区域外就園費用の補助、保育料の減免				
④サポートセンターを通じた子育て支援				

(4) 生計維持・確保の支援

避難先では、希望するような就労の機会を確保することが難しいという実態があります。町民はそうした中で、今後の生活再建も見据えて生計を維持しなくてはなりません。また、就労等によって生計を維持していくことは、精神面の安定や、生きがいといった面でも大事な取り組みです。

①就労相談、復旧・復興関連の雇用創出

これまで、緊急雇用創出基金事業「震災対応事業」及び県の「絆づくり応援事業」を活用して、失業者の募集を実施してきました。今後はさらに、業種別に失業者の雇用創出を図るような取り組みも進めます。

また、後述する「まちづくり会社」あるいは振興公社などによる復旧復興事業への参画、地域の諸課題やさまざまな事情で帰郷を見合わせる町民への支援などといった社会的事業（ソーシャルビジネス）についても積極的に雇用につなげるよう取り組みます。

②仮設店舗等における事業再開の支援

町内で事業を営んでいた工場・店舗などについては、商工会など関係団体と連携しつつ、各種制度を活用した避難先での事業再開を支援します。

なお、こうした支援の一環として、現在、2年間という期限付きで仮設工場・仮設店舗が貸与されています。今後、町の復興や町民の帰郷などの状況を考慮しつつ、これら仮設施設の貸与期間延長等について柔軟に対応するよう、町として国・関係機関に要望していきます。

③税や利用料等の各種減免

現在、警戒区域の指定による避難生活を少しでも支援するため、国、県、町は各種の税金や料金等の減額や免除、支払期限の延長等、これまでの大災害の中でも最大限可能な措置を実施しています。町では、避難指示解除後にも、可能な限りそうした各種減免措置や借上住宅の提供の継続を国、県に要請します。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①就労相談、復旧・復興関連の雇用の創出 絆づくり応援事業の活用 緊急雇用創出基金事業の実施				
②仮設店舗等における事業再開支援				
③税や利用料等の各種減免				

1-2) コミュニティの維持・再構築

町民の避難先は各地に分散し、これまでのご近所づきあいなどが失われています。

情報や交流機会の提供などを通じて、避難している町民同士のつながりを保ち、避難先での新たなコミュニティづくり、従来のコミュニティの再構築を進めます。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1) 避難中のコミュニティ維持・ 交流機会の確保	① 町民同士の交流の機会確保 ② 行政区等による名簿作成の支援 ③ 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援 ④ サークル活動、生涯学習などの活性化
(2) 帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築	① 帰町時の自治機能の再生 ② 新たに形成されたコミュニティとの融合 ③ 帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援

(1) 避難中のコミュニティ維持・交流機会の確保

長期化する避難生活と帰町や将来に向けた不安のなかで、思いを共有してつらさを乗り越えていくためには、同じ境遇にある被災者同士や古くからのご近所同士、同窓生・同級生のつながり、各種サークル活動などで培った友人が、大きな心の支えとなります。避難中でもこうしたコミュニティを維持し、交流の機会を設けることで、心の緊張を解きほぐし、笑い合い、ほっとするひとときを持つことが必要です。

①町民同士の交流の機会確保

避難中の町民同士が集まって、コミュニティをつくり震災によって生じた不安を解消し、この場で元気に生きるという意識が持てるよう交流の機会を確保します。なお、こうした取り組みは、活動のしやすさから仮設住宅入居者が中心になってしまいがちですが、できるだけ多くの町民に参加していただく方法とするよう配慮します。

②行政区等による名簿作成の支援

町民意向調査などの機会をとらえて、避難先の連絡先などを行政区の名簿に記載するため提供することの可否を尋ね、提供可とした方の名簿を作成して行政区に提供します。これを通じて、行政区におけるコミュニティ維持、復旧・復興への取り組みを支援します。

③高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援

高齢者の孤立を防ぐため、避難中の町民による自主活動の応援やサポートセンターでの活動等によりコミュニティを再生・構築します。すでに会津美里町・いわき市に設置したサポートセンターでは、子どもからお年寄りが自由に利用できる、さまざまな世代の交流の場として「みんなの家」を目指しています。

④サークル活動、生涯学習などの活性化

サークル活動、生涯学習などによるつながりの維持、構築、人育てに取り組みます。具体的には、成年セミナー、こども教室などを実施します。また、町民の自主的活動を活性化し、再建への力を養うよう取り組みます。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①町民同士の交流の機会確保				
②行政区等による名簿作成の支援				
③高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援				
④サークル活動、生涯学習などの活性化				

(留意点等)

- 行政主導ではなく、町民の主体性を引き出しつつコミュニティ再生を推進します。

(関連施策)

- 避難生活の健康維持と生きがいづくり【1-1)(2)②】

(2) 帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築

今回の災害では、町民それぞれの帰町の時期が必ずしも同じでなく、中にはしばらく帰町しないと考えている方もいます。また、津波で大きな被害を受けた地区では、いったん町内に設置予定の仮設住宅や災害公営住宅に入居する方もいます。

町民は避難によって従来のコミュニティを一時的に失い、また、避難期間中に培わされた近隣の避難者や避難先自治体の住民、ボランティア等の支援者との関係、高齢者の孤立を防ぐための工夫も、何もしなければ帰町によって失われてしまうことが懸念されます。

①帰町時の自治機能の再生

町の復旧復興に取り組む際には、町民のコミュニティの維持や再生が最も大切な事項のひとつであり、それは、地域の自治機能を回復・強化するためにも不可欠です。町は、復旧・復興に応じたコミュニティ活動を促進するために、集会施設の復旧整備を進めるとともに、花いっぱい運動の展開などコミュニティによるまちづくりへの活動を支援します。

②新たに形成されたコミュニティとの融合

この災害を通じ、避難中に培われた町外の人たちとの新たな関係は、新しい檜葉町の財産として、これを継続し、長く交流していくことを目指します。このため、感謝のイベントをはじめ各種イベントへの招待、「檜葉応援団」の結成、復興ニュースでの近況報告など、地域や町民の主体的な企画、取り組みを支援する仕組みを作ります。

③帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援

高齢者の孤立を防ぐ為に避難先で取り組んだサポートセンターにおける「みんなの家」づくりを、帰町後にも取り組みます。こうした場を通じて高齢者それが役割・やりがい・生きがいを持ち、互いに助け合い、おしゃべりをして笑いながら、自然の豊かなふるさとで生き生きと暮らせる環境を目指します。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①帰町時の自治機能の再生 集会施設の復旧整備 コミュニティ活動への支援				
②新たに形成されたコミュニティとの融合 檜葉応援団の結成 交流会の開催				
③帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援				

1-3) 円滑な帰町に向けた支援

長期にわたる避難生活を終え、ふるさとの暮らしを再開するためには、事前にさまざまな準備が必要です。

帰町に向けた住宅の除染・修理や、暮らしに不可欠な各種サービスの復旧・再開を促進し、帰町を希望する町民が無理なく帰ることのできる環境を整えます。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)生活再開の環境整備	① 野生化した家畜やペット、災害ゴミ等への対応等 ② 行政機能、行政サービスの再開 ③ 民間の各種サービス再開要請・支援 ④ 帰町関連のワンストップ対応

(1) 生活再開の環境整備

避難が長期化した際には、様々な暮らしに必要な環境を取り戻すための様々な対応が必要となります。とくに、事故・災害の防止や、医療及び福祉サービスの確保、その他安心して暮らすことのできる生活環境を回復することが必要です。また、放射線の影響に対する不安がぬぐい去れない中での暮らしの環境の再構築には、きめ細かな配慮が求められます。

こうした当面の生活再開に向けて、次のような取り組みを進め、安心して暮らしを再開できるようにします。

①野生化した家畜やペット、災害ゴミ等への対応等

一時帰宅の結果に関するアンケートからは、野生化した家畜、ペットに対する不安の声、繁茂した雑草が枯れて火災となることを心配する声などが寄せられました。また、帰町を進めていく中では、各町民による自宅等の清掃・片づけとともに大量の災害ゴミが発生すると予想されます。

野生化した動物の捕獲、道路際の雑草の刈取り、災害ゴミの収集・処理などについても、町民が安心して帰町できるよう計画的な取り組みを進めます。またその際には、元気な町のシルバー人材などの参画を得て、町の復旧・復興を願う町民の生きがいにもなる雇用の創出につなげます。

②行政機能、行政サービスの再開

庁舎や情報システムなどのハード面の復旧や高度化、住民の帰町の状況に応じた職員の配置、帰町した住民や事業者への各種対応の再開などに取り組みます。

会津美里町、いわき市、楢葉町という3か所での住民対応及び復旧・復興対応が必要になることから、職員の一時的な不足なども懸念され、他の自治体等からの長期的な応援、臨時職員の雇用、情報システムや回線の強化などが必要となります。

また、町が提供する各種サービス提供団体・事業者の確保等にも配慮して取り組みます。

③民間の各種サービス再開要請・支援

早期の帰町を希望する高齢者の多くから、買い物をはじめとする暮らしの環境が確保されるのかどうかを不安視する声が聞かれます。医療・介護、商業、サービス業、金融等の確保に向けて、再開を要請するとともに、その支援に取り組みます。

④帰町関連のワンストップ対応

帰町に関連する諸手続きや各種支援の活用申請等が住民の負担にならないよう、さまざまな相談・申請手続き等を一元的に扱う「ワンストップ窓口」で対応できるような仕組みづくりに取り組みます。

とくに支援制度等については、申請を待つのではなく、被災者カルテ（1-1)(1)参照）を活用した情報提供、相談対応に取り組みます。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①野生化した家畜やペット、災害ゴミ等への対応等 野生化した動物への対応 災害ゴミの収集・処理				
②行政機能、行政サービスの再開				
③民間の各種サービス再開要請・支援				
④帰町関連のワンストップ対応				

(関連施策)

- シルバーハウスセンターの再開・活用【3-2】(2)⑥】

1-4) やむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民への支援

放射線の影響に対する不安、仕事や学校の都合などにより、すべての町民が避難解除後すぐにふるさとに戻れるとは限りません。

さまざまな事情からやむを得ず帰町をしばらく見合わせる町民も、ずっと楢葉町民として暮らせるよう、特例的な措置の設定・延長を強く要望し、継続的に支援します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)町外の町民とのつながりの継続	① 原発避難者特例法の延長等に関する要請 ② ふるさと情報の発信 ③ 町外の町民が集まる機会づくり
(2)町外に住む町民の健康管理、心身のケア	① 遠隔地居住者の検診機会の確保
(3)町内の家屋等の保全、管理	① 家屋等の維持管理支援

(1) 町外の町民とのつながりの継続

避難が長期化するにつれて、避難指示が解除されてもすぐには戻れない町民が増えることも予想されます。今の時点ではしばらく帰町は難しいと考えている方、すでに新天地での生活再建を考えている方、家族を残して単身で帰町を考えている方など、避難中の町民の気持ちはさまざまです。町は、いつかは戻りたいと考えてる町民の方々への支援にも取り組みます。

①原発避難者特例法の延長等に関する要請

原発避難者特例法¹⁾の制定により、現在町外に避難している楢葉町民は、住民票を移さないまま避難先の自治体で教育や福祉のサービスを受けることができます。また避難している町民と町をつなぐ取り組みに対しても支援の仕組みがあります。

この制度によって避難先でも町と同様に教育や福祉を受けられることはもとより、楢葉町民であることを意識し続けることで、厳しい避難生活を乗り越える一助となることが望まれます。町では、この大事な制度が、警戒区域や避難指示が解除されても、一定の期間、継続されることを国に要望します。

¹⁾ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

②ふるさと情報の発信

まちのレポーターを養成したり、学校と連携した情報の制作、発信に取り組むなどして、町の風景やイベントの映像、帰町した町民の声などの「ふるさと楓葉」の情報をきめ細かく発信するよう努めます。情報発信に際しては、フェイスブックやツイッターなど震災を契機に一段と普及が進んだ新しい手法を活用する一方で、各地区の手作りニュースを郵送するなど温かみをもった方法も用い、年齢・性別にかかわらず多くの方が楽しめるものを目指します。

なお、こうしたふるさと情報の制作・発信は、将来にわたる新たなまちづくりの記録、この災害からの復興の記録にもなっていくことが期待されます。

③町外の町民が集まる機会づくり

避難先では、生活環境や言葉、風習などの違い、新しいご近所づきあいなど、同郷の避難者でなければ理解し合えない苦労があります。こうした避難生活を支えるため、避難先の町民同士が集い、苦労を分かち合える機会をつくります。こうした場に町の職員などが出向くことにより、町の近況や帰町者の情報、各種支援情報を伝えたり、要望などを伺う機会ともなります。

町民自身の企画による集まる機会づくりの取り組みや、全国のNPO団体などに呼び掛け、楓葉町からの避難者の集まりを催していただく際の支援や、こうした場に職員を派遣するなどの取り組みを検討します。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①原発避難者特例法の延長等に関する要請				
②ふるさとの情報発信				
③町外の町民が集まる機会づくり				

(関連施策)

- 税や利用料等の各種減免【1-1) (4)(3)】

(2) 町外に住む町民の健康管理、心身のケア

町では、これまでさまざまなお手伝いをしてきました。帰町をしばらく見合わせる町民の方々もまた、一人一人が大切な楓葉

町民です。その健康を見守り、避難先でも元気に明るく暮らしていくことができるよう支援することは、町としての責務と考えます。

①遠隔地居住者の検診機会の確保

現在、避難している町民の健康診断については、関係団体等の協力を得て、県外の遠隔地に避難している町民も含め、健康診断を実施しています。帰町をしばらく見合わせる町民の健康診断についても、引き続き、町としての健康診断を行って、町民全体の健康管理に役立てます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①遠隔地居住者への健診機会の確保				

(関連施策)

- 心のケア（心の復興）対策【2-5】(1)②】

(3) 町内の家屋等の保全、管理

さまざまな事情によりしばらく帰町を見合わせる町民の中にも、やがては町へ戻りたいという希望を持つ方は少なくありません。遠方に避難しながら空家となった我が家を管理することは大きな負担となる場合もあるでしょう。一方で、今後町が復興していく過程では、新たに住宅を必要とする方も出ることが予想されます。家屋等にあまり被害がなく、適切に保全することが有効な場合には、帰町をしばらく見合わせる方の住宅を活用して、こうしたニーズに応えることも可能となります。

①家屋等の維持管理支援

町の復興にあたって、町民が主体となったNPOや一般社団法人等による公共・公益的な活動として、土地・家屋の維持管理や所有者の信託を受けての土地・家屋の活用を図ることが考えられます。これにより、適正な管理・利用がなされ、財産的な価値、賃貸等による収入、将来的な帰町時の住まいとなることなどが期待されます。こうした取り組みは、空家として放置される家屋を減らすことにもつながり、地域の安全や景観などにとっても重要な取り組みとなると考えられます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①家屋等の維持管理支援	□□□	□□□	□□□	□□□

1-5) 町の将来を担う子どもたちへの対応

子どもたちは、ふるさとの将来を担う町の宝です。これからの中葉の主人公として、その気持ちを大切にしつつ育んでいくことが必要です。

子どもたちの心身の健康を最優先に考えて、放射線の影響についてはとくに慎重な対応をとります。また、友だちとの絆を保ち続けるなどして、被災生活の負担をできる限り軽減する対応を図ります。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1) 子どもの学習・教育の充実	① 家庭学習の支援 ② 新たな就学支援
(2) 子どもたちの心の復興	① 小中学生等の交流事業
(3) 小児医療や健康管理体制の充実	① 子どもの医療費・検診費用の無料化 ② 子どもの心身の健康診査・相談の実施 ③ 楢葉町独自の母子健康手帳の交付

(関連施策)

- ・ 避難先における教育の確保・子育て支援【1-1)(3)】
- ・ 子どもたちが利用する施設の重点的な除染【2-1)(2)】

(1) 子どもの学習・教育の充実

原子力災害からの長期避難という環境のなかでは、ふだんにも増して子どもたちの健康、発達を支えるとともに、子どもをもつ家庭を支援することが必要となっています。町の宝である子どもたちの豊かな将来に向けて、学習・教育面でも、次のような取り組みを推進していきます。

①家庭学習の支援

子どもたちが心身ともに健康で優秀な人材として成長するためには、学校教育ばかりではなく、家庭内での地道な学習を継続し、学ぶことの楽しさを身に着けていくことが必要です。この災害をばねに変え、災害で新たに培われたさまざまな支援者などとの出会いを活かして、NPO、ボランティアの協力を得て家庭学習支援を行います。また、避難で生じた生活環境の変化を踏まえ、パンフレットなどの作成・配布を通じて、学力向上につながる基本的生活習慣と家庭学習の定着を図ります。

②新たな就学支援

この災害を受けて町を離れ遠方の学校に通う子どもたちにも、ずっと「楓葉っ子」であってもらいたい。この思いを実現するため、子どもたちの就学支援の充実を目指します。

災害を契機として、企業の社会貢献活動による海外留学等の機会の支援や、国際的な人材育成を目指すプログラムの提供などが行われています。楓葉の子どもたちがこうした機会を最大限活用できるよう、情報収集・提供を行います。また、新たな給付型奨学基金を設置するなど、将来にわたって子どもたちの就学支援を継続するための仕組みについても検討を進めています。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①家庭学習の支援				
②新たな就学支援				

(2) 子どもたちの心の復興

楓葉の子どもたちは今、会津美里町といわき市その他、全国各地に、離ればなれに就学しています。新たな環境に戸惑っていたり、なかなか環境になじめず苦労している子どももいるようです。こうした子どもたちに、集まる機会を提供することで、親しい同級生、仲間がいることを再認識してもらい、元気な暮らしどとを取り戻してもらうことが必要です。

①小中学生等の交流事業

各地に避難している小中学生が交流を深める子どもたちの「絆」授業や、土をいじったり、雪を楽しんだり自然の中での遊びと教育学習を体験する機会を準備します。こうした交流は帰郷した子どもたちと避難を続ける子どもたちについても継続します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①小中学生等の交流事業				

(関連施策)

- 心のケア（心の復興）対策【2-5)(1)②】

(3) 小児医療や健康管理体制の充実

放射線の影響は、小さな子どもたちほど心配です。また、避難による生活環境・家庭環境の変化なども、子どもの心と身体に影響を与えることでしょう。このため、子どもたちのための医療や健康管理体制の充実に向けて、以下のような取り組みを推進します。

①子どもの医療費・検診費用の無料化

県とともに、18歳までの医療費について無料化を行います。また、検診体制を強化し、子どもの被ばくに関係する検査については無料化を図ります。

②子どもの心身の健康診査・相談の実施

避難している子どもをもつ町民を支援するため、栄養士、医師、心理士などの専門スタッフが対応する学習・相談の機会をつくります。

③楢葉町独自の母子健康手帳の交付

母子手帳は、最初に交付された自治体のものが一生使われます。子どもと親、町の3者が将来にわたってつながるための「目に見える絆」として、町独自の母子健康手帳を作成し、新たに交付する場合や希望者に配布します。

	H24春 ▼ 準備 第1期	H25春 ▼ 準備 第2期	H26春 ▼ 生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①子どもの医療費・検診費用の無料化				
②子どもの心身の健康診査・相談の実施				
③楢葉町独自の母子健康手帳の交付				

1-6) 原子力災害のもたらす経済的被害の回復

私たちが復興のスタートラインに立つうえで、原子力災害のもたらした被害に対する適切な賠償は不可欠です。

国及び東京電力に対する賠償請求支援の体制を確立し、原子力災害と避難生活に伴う経済的被害を回復して被災前の暮らしを取り戻します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)賠償請求の支援	① 損害賠償に係る支援 ② 要望活動等の実施

(1) 賠償請求の支援

長期の避難を強いられることなどによる影響・被害は、その時間の長さに応じて累積的に増加します。つらい状況を乗り越え、早急に自立した生活再建への第一歩を踏み出す足がかりをつけるためには、町民が適切かつ迅速にその損害に対する賠償を受けることが必要です。

①損害賠償に係る支援

損害賠償の内容は一人ひとり、事情が異なります。

町では、新たな体制として設置する「復興室（仮称）」の中で、ひとつの大きな機能として「損害賠償支援業務」を位置づけ、町民の賠償請求の相談に応じるとともに、的確に情報を周知するなどの取り組みを進めます。また、請求内容や請求結果について、その理由や背景などをできるだけわかりやすく町民にお答えできるよう、情報収集に努めます。とくに判断が難しい事案などについては町の顧問弁護士による支援も行います。

これにより、賠償に対して一定程度の納得が得られた状況で生活再建への第一歩を踏み出していくただけることを目指します。

②要望活動等の実施

県原子力損害対策協議会への参画を通じ、損害賠償に関する郡内での意見集約や要望活動に取り組みます。

なお、平成24年2月12日には、平野復興大臣へ「原子力災害によって長期間の避難生活を強いられている町民に対して、損害賠償を完全実施し以前の生活に戻れるような、また、新たな生活に向けて進めるような手厚い支援を継続的に行うこと。」という項目を含む要望書を提出しました。機会あるごとに、こうした要望活動にも取り組みます。

	H24春	H25春	H26春
	▼	▼	▼
準備 第1期			
①損害賠償に係る支援	■■■■■	■■■■■	■■■■■
②要望活動等の実施	■■■■■	■■■■■	■■■■■

2. 安心して暮らせる環境を取り戻す

2-1) きめ細やかな除染

警戒区域内については、国の責任で除染が行われます。しかし、本当に心から安心できる暮らしを取り戻すためには、これに頼るばかりではなく自分たちの意思と力で除染活動に関わっていくことも必要です。

国の実施する除染に加え、町内外のボランティアなどによる町としての除染活動も行い、よりきめ細やかで丁寧な除染を進めていきます。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)国による除染の推進	① 町による除染計画
(2)子どもたちが利用する施設の重点的な除染	① 学校・こども園等の重点的な除染
(3)きめ細やかな町独自の除染	① 除染ボランティアの募集・受け入れ ② 除染のための機器等の配備 ③ 除染の即時対応体制の整備

(1) 国による除染の推進

楓葉町は、全域が「放射性物質汚染対処特措法」に基づく除染特別地域に指定されており、国による土壤等の除染が行われます。この対応を、町民の理解と納得を得ながら、より円滑に進めていくことは、安全・安心な暮らしを取り戻す上で不可欠です。このため町としては、以下のような取り組みを通じて、国による除染に積極的に関わり、その推進に努めます。

①町による除染計画

国の行う除染作業について、その計画段階から町民の希望等を反映するため、町として独自に除染計画を策定し、国の除染計画へ反映するよう要請します。また、除染説明会の開催を通じた町民の理解促進、町民の同意を得た仮置場の設置、除染実施後の放射線量監視による安全・安心の確保などに取り組み、除染の長期目標である追加被ばく線量 1mSv/年を目指します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①町による除染計画 〈参考〉国による除染 放射線モニタリング 徐染モデル事業 除染 再除染 仮置場の管理 中間貯蔵施設への搬出				

(留意点等)

- 行政区毎に実施する除染説明会での意見交換、積極的かつわかりやすい情報発信、意見募集などを通じて、町民の理解・納得を得るよう努めます。

(2) 子どもたちが利用する施設の重点的な除染

子どもたちの利用する学校・こども園などについては、放射線の影響がとくに心配されます。町の将来を担う子どもたちが安心して町で暮らし、元気な明るい声を聞かせてくれる環境を取り戻すためには、学校・こども園をはじめ子どもたちが利用する施設の除染をとくに重点的に行うことが必要です。

①学校・こども園等の重点的な除染

すでに述べたとおり、楢葉町内の除染活動はすべて国によって行われ、学校・こども園も例外ではありません。町としては、国に対して、とくに子どもたちの利用する施設等の丁寧かつ徹底した除染を求め、その状態を常にしっかりと見守ることとします。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①学校・こども園等の重点的な除染				

(留意点等)

- 子どもを持つ町民等に対しては、除染作業の進捗状況などに関して積極的な情報提供を行うとともに、自らの目で直接その効果を確認する機会などを設けることで、理解促進に努めます。

(3) きめ細やかな町独自の除染

町民が心から安心できる環境を取り戻す上では、国の責任によって行われる除染活動のみでは十分とは言えません。将来の子どもたちへ引き継ぐ「ふるさと楓葉」の再生のためには、町民の視点に立つ、よりきめ細やかで丁寧な除染作業が必要です。こうした除染作業には多くの人手・機器等が必要となることから、町では、次のような取り組みを推進していきます。

①除染ボランティアの募集・受け入れ

町内外の有志による除染活動を推進するため、除染ボランティアを募集し、これを受け入れます。専門的知見を持つボランティアが多いと予想されますが、必要に応じて、事故防止の作業手順などの基礎的な知識を身に着けていただくための講習会を実施し、安全対策等にも十分に配慮した活動とします。

また、とくに町外からのボランティアを積極的に受け入れるため、関係業界・ボランティア団体などと協力して、各地からのツアーなどの形で廉価な交通手段を提供したり、町内における公共宿泊施設の提供などを推進します。加えて、楓葉町の名所・景観や温泉を楽しんでいただくことや、町民との交流会を企画することなどにより、町外からのボランティアに楓葉町のファン（「楓葉応援団」）となっていただき、長期にわたる継続的なつながりの構築を目指します。

②除染のための機器等の配備

町民が自宅等の除染を行う際や、ボランティアによる除染作業に活用するため、除染作業に必要な機器等について、町として一定数の配備を行い、その貸出等を行います。なお、こうした機器等の選定・更新にあたっては、より効果的・効率的な除染作業を進めることができるよう、関係機関・専門家等の助言を受けて、その時点における除染技術の最先端の知見を考慮します。

③除染の即時対応体制の整備

国が行う除染とは別に、町として、除染に関する窓口を設置し、町民の問い合わせに対して即座に現場に出向いて対応する「除染チーム」を関係団体の協力を得て創設します。これらを通じて、町民からホットスポットの情報が寄せられた場合などにも、機動的に独自に対応できる体制を整えます。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①除染ボランティアの募集・受け入れ				
②除染のための機器等の配備				
③除染の即時対応体制の整備 除染チームの常設化体制整備 町民からの相談対応				

(関連施策)

- 林業基礎講座・除染作業講習会の開催【2-6)(2)②】

2-2) インフラ復旧等による生活基盤の回復

地震と津波によって、生活の基盤を支えるインフラは相当な被害を受けています。

町民の帰町時期に合わせて、あらかじめ上下水道、公共施設などの復旧に取り組み、暮らしに必要な生活基盤の回復を図ります。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)交通の復旧・復興	① 道路網の復旧 ② 町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧
(2)ライフライン（上下水道、電力、ガス、通信等）の復旧	① 上水道の復旧 ② 下水道施設の復旧及び暫定簡易処理の実施 ③ 合併処理浄化槽の復旧支援 ④ 汚水・汚泥の放射性物質対策 ⑤ 電力、ガス、通信施設等の復旧要請
(3)公共施設の復旧・復興	① 公共施設の防災拠点機能整備 ② 小中学校の復旧・耐震化 ③ 国による公共工事の代行

（1）交通の復旧・復興

檜葉町に町民が戻って生活する中では、利便性と安全・安心の双方の観点から、町内外における交通を確保することが必要となります。以下のような取り組みにより、便利で暮らしやすい檜葉町の再生を目指します。

①道路網の復旧

地震・津波による被害を受けている国道・県道・町道などについては、町民の帰町に先立ち、本格的な復旧工事を進めていきます。これにより、町民の日常生活を支えるとともに、万が一の災害時における避難路としての役割を持つ道路網をしっかりと確保します。

②町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧

国及びJR東日本に対し、町民の帰町時期を見据えた計画的な常磐線の復旧を要請します。また、警戒区域の見直し状況によっては、当面、町内の駅が常磐線上り列車の始発駅となる可能性があることや、将来的な町の復興と土地利用の方向性などを考えて、町内における鉄道交通のあり方に関する検討を進め、必要に応じて、たとえば以下のようない点を関係機関に要請します。

- ・ 常磐線下り列車の延伸（楢葉町までの直通運転）
- ・ 楢葉町内の駅への常磐線特急列車の停車
- ・ 新「楢葉駅」の創設

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①道路網の復旧				
②町の復旧・復興に合わせた鉄道復旧				

(関連施策)

- ・ 広域的避難ルートの体系的な整備【5-2) (1)①】

(2) ライフライン（上下水道、電力、ガス、通信等）の復旧

日々の暮らしにおいて、上下水道、電力、ガス、通信などのライフラインは不可欠です。しかしこれらの施設では、地震・津波による被害はもとより、長期避難により点検・修繕などが思うに任せなかったことから、相当の傷み等が生じている可能性もあります。

町民は、本格的に町に戻る前に、準備のため一時的・短期的に帰町することが予想され、その時点でライフラインが復旧していなければ帰町の準備もままならなくなります。町に戻る町民を支えるため、帰町の時期を見据えた早期復旧、使用再開を目指すことが必要です。

①上水道の復旧

上水道については、これを所管する双葉地方水道企業団に対して早期復旧を要請するとともに、これを支援します。

なお、水道水に含まれる放射性物質の検査などについても、同企業団と協力して実施し、安全・安心な飲用水を確実に町民のもとへ届ける仕組みを構築します。

②下水道施設の復旧及び暫定簡易処理の実施

大きな被害を受けた「南地区浄化センター」については、復旧工事を進めることと並行して、簡易処理施設を整備して対応します。また、下水管の復旧を進める一方で、暫定供用時に見込まれる滞留汚泥への対応も実施します。

③合併処理浄化槽の復旧支援

町内では、合併処理浄化槽についても地震による被害が報告されています。現状の被災者支援制度などでは、これらの被害復旧を支援することは困難とされていますが、福島県が設

置する復興基金の支援メニューとして提案・要望するなど、新たな支援策の創設を模索していきます。

④汚水・汚泥の放射性物質対策

下水道の汚水処理に伴い発生する処理水については、河川へ放流するため、通常の水質検査に加えて放射線量の測定・管理を行い、基準値を超えた放射性物質の放出を確実に防止します。また汚泥については、双葉地方広域市町村圏組合と連携して大熊町にある汚泥リサイクルセンターの稼働可能性を検討し、必要に応じて処分先の確保等を行います。

⑤電力、ガス、通信施設等の復旧要請

電力、ガス、通信（電話回線等）などの各種施設については、各事業者等により復旧作業や各家庭への対応等が進められます。町としては、これらの事業者に対し、町民の帰町準備状況に合わせ、連携して復旧工事、再開準備を推進するよう要請します。

	H24春 ▼	H25春 ▼	H26春 ▼	本格復興期
	準備第1期	準備第2期	生活再建・復旧期	
①上水道の復旧				
②下水道施設の復旧及び暫定簡易処理の実施 南地区簡易処理施設の設置 処理場復旧 下水管路復旧				
③合併処理浄化槽の復旧支援				
④汚水・汚泥の放射性物質対策				
⑤電力、ガス、通信施設等の復旧要請 各事業者へ早期復旧要請 各種サービスの復旧				

（3）公共施設の復旧・復興

町民の町での生活には、町役場や集会所・公民館、教育施設など、公共施設の復旧も必要となります。

すでに町役場は、本格的な除染作業の拠点施設として自衛隊による除染活動が行われましたが、一方で地震による被害もあり、その復旧なども必要となっています。また、地区集会所の中には津波で被害を受けたところもあり、地区内の住宅等の移転に伴って、その配置なども含めて再検討する必要があります。

①公共施設の防災拠点機能整備

町役場、小中学校、地区集会所、公民館、消防団屯所などの公共・公益施設については、自然災害・原子力災害をはじめとする災害時の活動拠点並びに避難拠点として重要であることから、次のような検討を行い、必要に応じた取り組みを進めます。

- 耐震性の確認（耐震診断、耐震補強）
- 停電時の電力確保（太陽光発電を含む複数手段の確保）
- 原子力災害時の屋内退避性能（気密性、遮蔽性等）の確認
- 広報・通信機能の多重化
- 水・食糧、物資資機材の備蓄

②小中学校の復旧・耐震化

震災により中断を余儀なくされていた楢葉中学校の改築工事は、警戒区域の見直しなどを踏まえて、適切な時期に再開します。また2つある小学校については、まず比較的放射線量の低い地区にある楢葉南小学校から、再開に向けて復旧作業を開始します。

なお、小中学校の復旧・改築に当たっては、耐震性を確認し必要な措置をとることで、より災害に強く安全・安心な施設づくりを目指します。

③国による公共工事の代行

原子力災害による深刻かつ多大な被害を受けた福島県においては、公共施設の工事（道路、河川等）や公共施設の清掃等の生活環境整備事業を、町からの要請により、国が代行する仕組みができています¹⁾。町としては、今後の復旧工事の検討に際してその必要性も検討し、適宜、国に代行を要請することで、効率的・効果的な公共工事の推進に努めます。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①公共施設の防災拠点機能整備				
②小中学校の復旧・耐震化 小学校復旧 中学校改築				
③国による公共工事の代行				

¹⁾ 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）

2-3) 段階的・柔軟な帰町

地震・津波災害と原子力災害による被害の程度は、同じ楓葉町の中でも一様ではありません。

津波被害を受けた地区、比較的放射線量の高い地区など、すぐには自宅に戻ることが困難な町民のため、町内外に必要な仮住まい・公営住宅などを確保します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)効果的・効率的な住宅の除染・修理	① 住宅の除染、太陽光発電パネル設置との効果的な連携 ② 職人確保、資材供給等の体制づくり ③ 家屋の補修・再建に伴う家財一時保管 ④ 自宅の片づけ等のための一時滞在用宿泊施設の提供
(2)帰町時における住まいの確保	① 住宅再建・修理への経済的支援 ② 宅地災害の復旧支援 ③ 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援 ④ 応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供
(3)町外の「ミニ楓葉エリア」設定	① 他市町村における「ミニ楓葉エリア」設定
(4)帰町過程における安全・安心の確保	① 部分帰町した町内における防犯・防災

(1) 効果的・効率的な住宅の除染・修理

津波で被害を受けた家屋はもとより多くの家屋において、避難の長期化により地震被害を受けた家屋等の修理・被害拡大防止措置ができない状況であるため、屋根破損による雨漏り、動物が屋内を荒らすなどの被害が生じています。加えて、除染も必要となります。

そこで、帰町に必要な除染や修理を効率的に実施するために、次のような取り組みを行います。

①住宅の除染、太陽光発電パネル設置との効果的な連携

楓葉町では再生可能エネルギーを暮らしの中に積極的に取り組むこととします。住宅向け太陽光発電パネル設置の促進はその大きな柱の一つと考えられ、これを被災した屋根の修理や除染作業の一環として実施することで、費用や手間を大きく削減することが期待されます。まず、モデル的な取り組みにより、その有効性を確認します。

②職人確保、資材供給等の体制づくり

屋根瓦の被害をはじめとする家屋の修理には、多くの大工や各種工事の職人が必要となります。また、こうした工事に必要な資機材の円滑で、適正な価格での供給が求められます。一方、できるだけ地元の工務店などを通じて、安心して工事を依頼できることが望まれます。そこで、地元の工務店などが中核になって、外部からの職人を受け入れる体制を構築し、そこに国・県・団体の支援を得て職人の派遣を受けたり、資機材の供給が図られるような仕組みづくりに取り組みます。

③家屋の補修・再建に伴う家財一時保管

避難先での家財の保管場所確保が困難だったり、家屋の補修・再建に伴って家財の一時保管が必要となることから、保管場所の提供・管理や民間の貸しスペースを利用する費用負担の支援などの方策を検討し、実施します。

④自宅の片づけ等のための一時滞在用宿泊施設の提供

帰町準備に際しては、自宅の片づけ等のため、避難先から数日間、町内に宿泊する施設が必要となる市民も出てくると予想されます。サイクリングターミナルやJヴィレッジなどの既存施設を活用して、こうした市民のための短期滞在型の宿泊場所を確保し、円滑な帰町準備の推進を図ります。

	H24春 ▼	H25春 ▼	H26春 ▼	本格復興期
準備第1期	準備第2期	生活再建・復旧期		
①住宅の除染作業、太陽光発電パネル設置との効果的な連携				
②職人確保、資材供給等の体制づくり				
③家屋の補修・再建に伴う家財一時保管				
④自宅の片づけ等のための一時滞在用宿泊施設の提供				

(2) 帰町時における住まいの確保

町の再建、復興には多くの住民と事業者が町での暮らしや活動を再開することが不可欠であり、こうした人々の安全・安心な居住を確保することが第一の課題です。このため住宅の補修や再建、宅地被害への支援などに取り組みます。また、東日本大震災により地震活動が

活発化し、どこで再び大地震が発生してもおかしくない状況とされており、家屋等の耐震化を促進するよう取り組みます。

①住宅再建・修理への経済的支援

住宅の再建や修理に必要な資金の確保について、今回の原子力災害による被害という観点も踏まえて、支援の実施を国・県に要望します。

②宅地災害の復旧支援

東日本大震災では、過去、記録にないほどの長時間地震動が継続したことから、宅地造成地、かけ、擁壁（ようへき）などにも多くの被害が発生しました。しかも、その後の警戒区域設定により被害の拡大を最小限にとどめることもできず、余震や降雨によって被害が拡大したことは想像に難くありません。

希望される方には、専門家による被災宅地危険度判定を実施します。また復旧にあたっては、復旧方法や復旧費用の融資等などに関する相談に対応するほか、現行制度では個人負担とならざるを得ない復旧費用について、復興交付金などを活用した支援策の充実を国等に要望していきます。

③民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援

住宅の修理などと合わせて、必要な場合には耐震性向上への取り組みも求められることから、耐震診断、耐震改修に対する支援を実施します。

なお、今回の地震では塀の倒壊なども数多く発生しました。通学路はもとより、地域の景観や街並みに配慮した塀の耐震補強や撤去、緑化・生け垣化なども促進されるよう、後述する「花いっぱい運動」（きぼうプロジェクト）とも連携した取り組みを進めます。

④応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供

帰郷を希望される町民のうち、地震・津波による家屋被害があり時間をかけた修理・再建等が必要な方、放射線量が比較的高い地区にご自宅がある方などに対しては、一定期間利用できるよう町内での応急仮設住宅を提供したり、経済的に自宅再建が困難な世帯などが災害公営住宅に入居できるようにします。これら住宅の提供にあたっては、既存施設等を最大限有効に活用するとともに、将来的には各世帯がそれらの住宅を取得できるようにするなど、財政負担を軽減すると同時に町民の自宅再建につながるような配慮を重ねます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①住宅再建・修理への経済的支援				
②宅地災害の復旧支援				
③民間木造住宅の耐震診断・耐震改修支援				
④応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供 応急仮設住宅の確保 災害公営住宅の確保				

(関連施策)

- ・ 南工業団地事業所従業員のための回帰（帰町）促進【2-6)(1)③】

(3) 町外の「ミニ楢葉エリア」設定

この災害で、町民は、いわき市・会津美里町を中心とした福島県内はもとより、広く県外までも散り散りになっての避難を余儀なくされました。その後、ふるさと楢葉にできるだけ近づきたい、地元の知人・親戚などの近くに住みたいなどという思いが強まったためか、時間の経過とともに、いわき市内に住む町民は増加する傾向にあります。一方で、放射線の影響を心配して、たとえ警戒区域が解除されても元の住まいに帰ることを躊躇する町民も少なくありません。国内で過去に例のない原子力災害への対処としては、このように複雑な思いを抱える町民の気持ちに応えることが必要です。

①他市町村における「ミニ楢葉エリア」の設定

町役場の機能や学校の仮設校舎が設置されるなど、楢葉町民の入居する会津美里町やいわき市の一画は、他市町村において楢葉町民が集まって暮らす「ミニ楢葉エリア」の様相を呈しています。こうした町が行政サービスを提供できるエリアにおいて、帰町が始まることによって仮設住宅に空きが生じた場合には、遠く県外などに避難してふるさと楢葉へ近づきたい気持ちを持つ町民を積極的に受け入れ、集約します。そのことによって、町民が帰町の判断や帰町準備の時間を確保する一助とします。

なおその後、町役場機能や学校の機能は、適宜、町に集約することとなります。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①他市町村における「ミニ楓葉エリア」の設定				

(4) 帰町過程における安全・安心の確保

今後、避難指示が解除された際にも、長きにわたる避難生活を経て、町民はそれぞれにさまざまな事情を抱えており、帰町は希望する方から徐々に進むことになるでしょう。また、たとえ帰町を強く望んでいても、地震・津波やその後の長期避難による家屋被害が大きく、すぐに自宅には戻れない方もいます。

このような中で、帰町を無理なく円滑に進め、かつ町民の一部が帰町した町の安全・安心を確保するために、次のような取り組みを進めます。

①部分帰町した町内における防犯・防災

すでに町では、避難が解除された地区（旧・緊急時避難準備区域）において、緊急雇用対策を活用した「楓葉町特別警戒隊」による巡回を実施しています。警戒区域が見直された際には、これを充実・強化することで、犯罪や火災などの災害防止活動に当たります。また、国・県に対し、警戒区域見直し後の警備強化を要請します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①部分帰町した町内における防犯・防災				

(関連施策)

- 応急仮設住宅、災害公営住宅等の提供【2-3) (2)④】

2-4) 放射線モニタリングの充実

放射線の影響を防ぎ、安心できる生活を取り戻すためには、暮らしの中のさまざまな場面において放射線量を「見える化」することが必要です。

詳細な放射線モニタリングを継続的に実施し、結果をわかりやすく公表します。また、放射線測定体制を整備し、いつでも誰でも線量測定ができるようにします。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)継続的な放射線モニタリング	① 町内全域の継続的放射線モニタリング ② 河川・地下水・海のモニタリング ③ 森林における環境放射線モニタリング ④ 学校・こども園などの重点的なモニタリング
(2)食品等の放射線測定体制の構築	① 放射線計測機器の配置
(3)放射線測定結果等の集約と情報発信	① 放射線影響・情報管理センター（仮称）の設置 ② 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供

（1）継続的な放射線モニタリング

楢葉町は、警戒区域の中では比較的放射線量が低いとされており、また時間の経過、除染作業の進展とともに、放射線量は徐々に低下するものと考えられます。しかしながら、きわめて局所的なホットスポットの存在なども否定できず、また縁豊かな楢葉町の特徴でもある山林の汚染状況も心配されます。

目に見えない放射線の恐怖と戦うためには、まず放射線や放射性物質の量をきめ細かく継続して測定することが必要です。

①町内全域の継続的放射線モニタリング

町内にモニタリングポストを増設するとともに、町内全域を対象に、地区集会所などの公共施設を皮切りとした建物の放射線量を測定します。町民の住宅については、全戸を対象とし、希望する場合は所有者等の立会いの下で室内の測定も行います。この測定は定期的に行い、町全体の放射線量としてとりまとめます。

また、大気中に含まれる放射性物質の量を把握するための、大気降下物・大気浮遊じんの採取・分析についても、その実施を国・県や関係機関に要望していきます。

②河川・地下水・海のモニタリング

上下水道に関わる河川、地下水について、放射能濃度を測定する機器を配備し、継続的・定期的なモニタリングを実施します。また、海水浴やサーフィンでにぎわっていた海についても、国・関係機関等にモニタリングの実施を要請します。

③森林における環境放射線モニタリング

町内の山林はそのほとんどが国有林であることから、森林における環境放射線モニタリングの実施とその数値を公開することを、国に対して要望します。なお、こうした取り組みの際には地元森林組合などを活用するよう国に求め、地域の雇用創出などにもつなげていきます。

④学校・こども園などの重点的なモニタリング

学校・こども園や公園、通学路など、子どもたちが利用する施設等については、とくに重点的・きめ細やかに放射線量を測定することが望まれるため、専門家やボランティアなどの協力を得て、これを実施する体制を整備します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①町内全域の継続的放射線モニタリング 継続的な詳細モニタリング 集会所等へのモニタリングポスト設置 町内全戸測定				
②河川・地下水・海のモニタリング				
③森林における環境放射線モニタリング				
④学校・こども園などの重点的なモニタリング				

(関連施策)

- 汚水・汚泥の放射性物質対策【2-2)(2)④】

(2) 食品等の放射線測定体制の構築

放射線の影響は外部被ばくにとどまらず、食品などにより放射性物質を体内に取り込むことも心配されています。市販されている食品等は検査によって安全が確認されているものと

考えられますが、自らの目で確認することが安全・安心につながります。安全・安心だけでなく風評被害の抑止効果も期待できます。

①放射線計測機器の配置

すでに部分的に導入している「食品放射能測定システム」の計画的な配備を推進し、町役場や学校、地区集会所などに段階的に設置を進めます。また、これを用いて自ら測定し、その結果を正しく理解できるよう、町民等を対象とした学習会を開催して必要な知識や測定技術の普及に努めます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①放射線計測機器の配置				
食品検査装置の計画的配置				
学習会の開催				

(3) 放射線測定結果等の集約と情報発信

原子力災害の特徴のひとつとして、放射線や放射性物質が目に見えないための恐怖感があります。また、すでに福島県全域は、原子力災害の影響による風評被害に見舞われており、その影響を払拭することは容易ではありません。

これらを少しずつでも緩和していく上では、放射線の測定結果等に関する情報を集約し、その分析・整理等を行った上で、わかりやすく情報発信していくことが不可欠です。これにより、楢葉町の現状を正確に把握し、町民はじめ多くの方に正しく理解していただくことが、安心できる暮らしを取り戻し、風評による被害を鎮静化させる原動力となります。

①放射線影響・情報管理センター（仮称）の設置

放射線モニタリング結果や、農産物・動植物の放射線測定結果、さらには町民の内部被ばく測定結果、町民それぞれが個人線量計で測定した結果など、町内の放射線に関する各種データを一元的に集約し、その分析・整理を行うとともに、科学的な基礎データとして公表する機関として、「放射線影響・情報管理センター（仮称）」の設置を国・関係機関等に要望します。

このセンターは、町内各地に置かれる線量計などの管理（校正等）も行い、町民が正確なデータを得るために支援します。また、町内で生産された物品（工業製品、農産品等）について、第三者機関の立場で放射線量を測定し、科学的見地からそれらの安全性を確認するという役割も果たすことができます。

②放射線量・除染活動等のわかりやすい情報提供

町内で実施したさまざまなモニタリングの結果を「線量マップ」などのわかりやすい形でとりまとめます。その結果は、除染活動の状況や原子力発電所の現状などとともに、ホームページをはじめとするさまざまな方法で公表し、町民はもとより全国・全世界の方々に楢葉町の現状を知っていただくための情報提供とします。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①放射線影響・情報管理センター（仮称）の設置				
②放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供				
放射線量の公表				
除染状況の情報提供				

2-5) 心身両面の健康管理

つらい避難生活による健康影響や放射線の影響に対する不安を取り除くためには、低線量被ばくの影響も含めた、しっかりとした健康管理が必要です。

全町民に対する総合的な健康管理体制を確立するとともに、健康や放射線に関する知識の普及・実践を促進し、心と身体の健康づくりを進めます。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1) 総合的な健康づくりの推進	① 健康づくり推進のための総合保健計画策定 ② 心のケア（心の復興）対策 ③ 定期的ながん検診の実施・無料化 ④ 健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備 ⑤ 健康づくり事業の推進 ⑥ ケア体制の充実強化 ⑦ 健康づくりに関する人材の育成・確保
(2) 詳細・綿密な放射線影響への対応	① 健康診断、健康管理調査の充実・強化 ② 妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制 ③ ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 ④ 個人線量計の配布
(3) 放射線に関する情報提供、学習・理解の機会提供	① 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上 ② 放射線関連の資格創設・町民の取得促進 ③ 学校における放射線教育への取り組み

（1）総合的な健康づくりの推進

低線量被ばくの健康影響については、未だ科学的に解明されていない部分も少なくありません。しかし、日々の生活で健康に配慮し、適度な運動、栄養バランスのよい食事、元気で明るく和やかな暮らしを続けていくことで、放射線の影響を打ち負かすこともできるでしょう。震災前から「健康のまち」であった楢葉町は、今後も、町民が元気に長生きできる町であることを目指し続けます。

①健康づくり推進のための総合保健計画策定

楢葉町では、震災前からの取り組みとして「にこにこ健幸プラン」の策定中でした。これを見直し、新たに医療・福祉を視野に入れた幅広い観点から、避難生活や帰町に向けて、さ

らには帰町後の指針となる総合保健計画を策定します。またその際には、町民の主体的な参加による学習会などを通じて、「健康」に対する考え方の共通理解を深め、楢葉町民みんながそれぞれ健康について考えていく力を養います。

②心のケア（心の復興）対策

地震と津波によって受けた被害や、原子力災害に伴う長期にわたる避難生活は、年齢・性別を問わず町民の心に大きな負担をもたらしています。すでに町では、専門家や関連ボランティア団体などの協力を得た訪問・相談活動や、集い語り合う場の設置などを行って、こうした心のケアに関する取り組みを始めています。今後とも、これらの取り組みをより一層推進し、災害によって受けた心の痛手をゆっくりと癒していくための支援を続けます。

③定期的ながん検診の実施・無料化

放射線の影響としてもっとも心配されるのは、がんの発病です。これまで行ってきた定期的ながん検診については、その受診者を増やすよう、県内外の避難先にいる町民も対象として、より一層の普及啓発に取り組みます。検診料金の無料化についても検討し、その財源確保などを国に要望していきます。

④健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備

健康診断やがん検診に加え、ホールボディカウンターによる内部被ばく検診、個人線量計の数値など、健康に関するさまざまなデータを一括して蓄積・管理することが、総合的な健康管理につながります。町民ひとりひとりの健康データを管理する「健康管理システム（心と身体の健康カルテ）」を整備し、これを活用していきます。

なお、このシステムは個人単位の健康情報を管理するのですが、これと「被災者カルテ」などの情報を関連付けることにより、被災した町民の健康状態、住まいと生活の再建状況などをしっかりと見守る仕組みを構築していきます。

⑤健康づくり事業の推進

これまでも、生活習慣病対策として、介護予防のための運動、体力測定や、作業療法・機能訓練などを実施してきました。こうした活動を中心として、住民の主体的な参加のもとで、元気になる健康づくりを推進します。

⑥ケア体制の充実強化

町民に対する適切な支援が可能となるよう、定期的に関係職員によるケア会議を開催して情報の共有化を図るとともに、勉強会の開催、研修会の受講などを通じて関係職員等の知識等を向上させます。また、保健福祉関連の専門職について、県外からの支援チームの活用、双葉郡内の町村における広域的な連携により、必要な人材を確保します。

⑦健康づくりに関する人材の育成・確保

町民が参加する学習会の開催を通じて、さまざまな保健福祉医療分野の知識を身につけ、自らの健康管理につなげるとともに、その知識・技術を他の人の支援に役立てる人材を育成します。また、避難の経過に伴い住民構成に変化が生じることも予想されるため、その実情に合わせた新たな地区組織を育成していきます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①健康づくり推進のための総合保健計画策定				
②心のケア（心の復興）対策				
③定期的ながん検診の実施・無料化				
④健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備				
⑤健康づくり事業の推進				
⑥ケア体制の充実強化				
⑦健康づくりに関する人材の育成・確保				

（2）詳細・綿密な放射線影響への対応

放射線の影響を最小限にとどめ、健康上の問題を防止する上では、これを早期に発見するための健康診断等を推進していくとともに、町民ひとりひとりの被ばく線量を的確かつ継続的に把握して、これを健康管理へつなげていくことが必要です。

①健康診断、健康管理調査の充実・強化

この災害を契機として、県の行う健康管理調査で検査項目の上乗せが実施されています。町の健康診断でこの上乗せ項目の実施を推進すると同時に、健康管理調査の回答率向上のため、県と連携しながら積極的な啓発活動に取り組みます。

②妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制

とくに放射線の影響が心配される妊婦や乳幼児に対しては、とくに重点的な健康診断の実施、相談体制の確立などについて検討します。

③ホールボディカウンターによる内部被ばく測定

関係機関と協力しつつ町が主体となって、希望される町民に対して、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施する体制を構築します。その中では、検査結果の判断基準、事後管理体制などの整備を国・県へ要望するとともに、測定結果をわかりやすく説明し相談対応を行う専門アドバイザーの配置なども検討します。

④個人線量計の配布

町民個々人が自らの外部被ばく線量を把握し、自らの手で管理していくため、これまで貸出で対応していた個人線量計について、町民へ配布する仕組みを確立します。また併せて、学習会を開催し、測定された放射線のデータに関する理解の促進に努めます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①健康診断、健康管理調査の充実・強化				
②妊婦、乳幼児に対する健診、相談体制				
③ホールボディカウンターによる内部被ばく測定 町・県による検査 町独自のホールボディカウンター配備				
④個人線量計の配布 線量計の貸出 線量計の配布 学習会の開催				

(3) 放射線に関する情報提供、学習・理解の機会提供

放射線とそのもたらす影響については、専門的で難しいことも多く、そうしたわかりにくさが不安を増長させるものとなっています。心と身体の健康を維持・向上させる上では、放射線に関する正しい知識を身に付け、自分たちの健康は自らが守っていく能力を培うことが必要です。また今後、除染作業をはじめとする災害復旧・復興事業において、こうした知識を持つ人材の活躍も見込まれることから、これを後押しすることで雇用対策にもつながることが期待できます。

①専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上

放射線に関する講演会などの実施を通じ、放射線に関する知識を取得する機会を数多く設けて、町民の知識・理解の向上を図ります。とくに、町民から問い合わせ・相談を受ける機会の多い町職員、教員、保育士などについては、より詳しい知識を付与することも検討します。また、いわゆる講演会形式のみならず、サークル活動などの一環として草の根的に学習を続けていく活動を支援するなど、さまざまな形での学習・理解を促進していきます。

なお、これらの実践にあたっては、原子力や放射線の専門知識を持ち、かつ楓葉町に関心を寄せててくれる町外の方々から支援を受け、「楓葉応援団」の一員として活動していただきます。こうした専門家などとのリスクコミュニケーションを早期に立ち上げ、これを帰町後も継続して実施し続けることで、町民が放射線のリスクをしっかりと理解し、自らの暮らし方を自分たちで判断する能力を身に付けていくことを目指します。

②放射線関連の資格創設・町民の取得促進

町の復興に町民自らが関わりを持ち、また雇用を確保するという観点からは、放射線に関する知識を役立てるための仕組みも必要です。各種技能訓練などを通じた資格の取得推進の一環として、とくに放射線関連の資格について町民が取得することを後押しします。

また、町独自の資格制度を創設し、一定の研修課程を終了した方に修了証などを発行するなど、参加者の学習意欲を高める取り組みも推進します。その際には、たとえば屋内の除染方法に関する技術・技能など、町民のニーズが高いと思われる事項に関する講習会なども実施します。

③学校における放射線教育への取り組み

町の小中学校における理数教育の一環として、放射線に関する教育を実施します。こうした取り組みを通じて、科学技術に関心を持つ子どもの成長を促し、ゆくゆくは楓葉町の新たな産業となる医療・研究分野を担う人材として育成します。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上				
②放射線関連の資格創設・町民の取得促進 資格創設 町民の取得促進				
③学校における放射線教育への取り組み				

(関連施策)

- 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供【2-4) (3)②】
- 林業基礎講座、除染作業講習会の開催【2-6) (2)②】

2-6) 安定した雇用・収入の確保

安定した暮らしを取り戻す上で、日々の生活を支え、生きがいをもたらす仕事と収入の確保は不可欠です。失業・休業者への就労支援、災害復旧・復興関連事業を活用した雇用の場の創出などを通じて、安定した暮らしのための雇用や収入の確保に努めます。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)既存工場等の復旧・再生	① 南工業団地の再生 ② 地場企業の復興 ③ 南工業団地事業所従業員の回帰（帰町）促進
(2)技能訓練、資格取得の促進	① 各種技能訓練等を通じた資格の取得促進 ② 林業基礎講座、除染作業講習会の開催

（1）既存工場等の復旧・再生

檜葉町のみならず周辺地域の大きな雇用の場であった南工業団地企業の早期帰還を促進して団地の再生を図ることは、町の雇用と将来の成長産業誘致や集積に向けて不可欠です。また、各種店舗などの個人事業を復興・再生させることも、町民の雇用・収入の確保のためには重要です。

①南工業団地の再生

団地の再生を図るため、徹底した除染を進め、経営者や従業員の安全安心感の醸成を図ります。工業団地企業連絡協議会とも連携し、除染を促進します。

同時に、避難中の企業との密な連絡をとり、除染の進捗や除染結果等のきめ細かな情報を提供して帰還の意向等を確認します。やむを得ず帰還の断念を余儀なくされる場合には、残された工場や土地を有効活用して企業誘致を促進するような施策を、国・県に要望します。

②地場企業の復興

避難のため休業を余儀なくされていた事業者の営業再開、避難先で営業していた店舗等からの再移転などについては、これを円滑に進めるための支援を検討し、復興基金の支援メニューなどとして提案し実現していきます。

また、製品の取引安定化、信用回復のためには、製品の検査を行い、安全性を確認・証明するような第三者機関による支援も望まれます。こうした機関を誘致、あるいは町が独自設置することなども含めて検討し、風評被害の克服及び検査・証明費用の削減を支援します。

③南工業団地事業所従業員の回帰（帰町）促進

事業所の復帰再開は、町の雇用、経済面に効果があるだけでなく、町の復興に対する大きな希望の光となります。南工業団地への事業者の復帰には、従業員のための住居の確保が欠かせません。事業者の意見を聞き取りながら、安全・安心な従業者向け住宅の確保を支援します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①南工業団地の再生 団地内インフラの復旧・除染 帰還促進・新規企業誘致				
②地場企業の復興 仮設工場での操業再開支援 帰還促進				
③南工業団地事業所従業員の回帰（帰町）促進				

（2）技能訓練、資格取得の促進

今後、本格的な災害復旧・復興が進展していく中で、建設・土木関連をはじめとするさまざまな職種において雇用の場が生まれると考えられます。また、「健康のまち檜葉」を追いかけていく上では、放射線や除染の知識・技術はもとより、幅広く医療・福祉・介護に関連した知識・技能を町民が取得し、これを活かしていくことが望まれます。

①各種技能訓練等を通じた資格の取得促進

国の緊急雇用対策訓練などの制度を活用し、町民が各種技能訓練等を受けて就労に有利な資格を取得することを促進します。

②林業基礎講座、除染作業講習会の開催

森林復興に向けて、林業基礎講座を実施するとともに、その応用講座として実際の除染作業講習会を実施します。これを通じ、檜葉町の豊かな森林の除染をより推進するとともに、木材供給とバイオマスエネルギーを連動させた新産業の創生に向けた人材の育成を目指します。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①各種技能訓練等を通じた資格の取得促進				
②林業基礎講座、除染作業講習会の開催				

(関連施策)

- ・ 就労相談、復旧・復興関連の雇用創出【1-1(4)①】
- ・ 「まちづくり会社」などの設立【第三章2-1)(3)】
- ・ 放射線関連の資格創設・町民の取得促進【2-5(3)②】

3. 暮らしやすさを追求する

3-1) 広域的連携による豊かな教育環境の充実

未来ある子どもたちのためには、安全・安心であると同時に、好奇心と知識欲をかきたてる魅力ある学校づくりが必要です。

近隣市町村と連携しつつ、小中学校の計画的再開やあり方の検討、健康・スポーツ教育の再生、高等教育機関の誘致などを通じ、豊かな心と身体を育む教育環境を充実します。

施策と取組項目

施 名	取組項目
(1) 魅力ある小中学校の再生	① 小学校統合・小中一貫校化も視野に入れた教育環境整備 ② より魅力ある学習環境の整備
(2) 高校などによる高等教育の充実	① アカデミー福島再生による国際人教育の推進 ② 広域的連携による高校など高等教育機関の誘致

(1) 魅力ある小中学校の再生

町の小中学校は、避難先であるいわき市内に仮設校舎を建設し、当面その場所で教育を再開します。子どもたちの帰町については慎重な判断が求められるため、町内にある小中学校の再開を急ぐことはせず、むしろこの間はじっくりと時間をかけ、まちづくりなどとも連携した、より魅力的な学校づくりに取り組むことのできるチャンスととらえます。

①小学校統合・小中一貫校化も視野に入れた教育環境整備

社会全体としての少子化傾向に加え、原子力災害の影響が町の子ども人口に大きな影響を与えることも予想されます。2つある小学校の統合や小中一貫校化なども視野に入れて、より良い小中学校のあり方を、多くの町民のご意見をいただきながら検討していきます。

②より魅力ある学習環境の整備

子どもに対する放射線の影響に対する心配を払拭し、魅力ある学習環境を整備していくことは、楢葉の子どもたちがもう一度町に戻って暮らしていく上での必須条件です。全天候型の運動施設、栄養バランスに配慮した健康に良い給食、子どもの特性に合わせた学力向上方策など、さまざまな方策について、その財源措置も含めて検討に取り組みます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①小学校統合・小中一貫校化も視野に入れた教育環境整備				
②より魅力ある学習環境の整備				

(2) 高校などによる高等教育の充実

震災前、町内には高校がなく、多くの子どもたちが双葉郡内の他町村もしくはいわき市内にある高校へと通っていました。その中には、Jヴィレッジを活動拠点としたJFAアカデミー福島の子どもと交流し、大きな刺激と影響を受けた子どもたちもいます。しかし現在、双葉郡内の高校はすべて避難し、サテライト校で授業などを行っています。今後また子どもたちが双葉郡内で高校に進学できるよう、そのあり方を再検討することが必要です。

①アカデミー福島再生による国際人教育の推進

国際的に通用する「エリート」として育つ友人を持つことで、楓葉の子どもたちの目も世界へと向けられます。JFAアカデミー福島の再生を関係機関に要請するとともに、これに合わせて楓葉っ子をはじめ双葉郡内の子どもたちに対する国際人教育を推進していきます。

②広域的連携による高校など高等教育機関の誘致

双葉郡内の高校のあり方については、楓葉町単独の問題ではないことから、県や郡内の他町村と連携して、より良い方策などの検討を進めます。また並行して、高等専門学校や大学など高等教育機関の町への誘致可能性を模索し、今後、復興に向けて推進する「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」の設置などと連携して、より高度な研究・教育へとつなげていく道筋を作っていきます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①アカデミー福島再生による国際人教育の推進				
②広域的連携による高校など高等教育機関の誘致				

3-2) 福祉施策と子育て環境の充実

お年寄りや障がい者、子育て世代など、さまざまな立場の人々がみな暮らしやすいと感じるまちをつくることが大切です。

福祉施設の再開・新設支援、こども園の計画的再開、バリアフリーなまちづくり、遊び場づくりなどにより、福祉と子育ての環境を充実させます。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1) 子育て支援等の環境整備	① 次世代育成支援行動計画の見直し ② 子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備
(2) 高齢者・障がい者の健康管理・ケア体制づくり・生きがいづくり	① 障がい福祉計画等の見直し ② 生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備 ③ 福祉・介護サービスの人材確保 ④ 子ども施設と高齢者施設との併設 ⑤ 誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり ⑥ シルバー人材センターの再開・活用

(1) 子育て支援等の環境整備

町で子どもたちが元気に暮らし、次世代として育っていくことが、本当の意味での町の復興につながります。社会全体の少子化が進むなか、次のような取り組みを通じて子育て支援の環境を整備し、復興へつなげていきます。

① 次世代育成支援行動計画の見直し

これまで檜葉町では、他市町村と同様に「次世代育成支援行動計画」を策定し、誰もが安心して生み育てることができる環境づくりやまちづくりを推進してきました。この計画は、震災のちょうど1年前に見直したばかりですが、今回の災害の影響を考慮すると、この状況に対応した新たな計画の見直しが必須です。この復興計画や後日修正されるであろう町勢振興計画の内容を踏まえつつ、次世代育成支援行動計画についても見直しを行います。

② 子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備

子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのびと遊ぶことのできる「場」が欠かせません。まず、NPOやボランティアの協力を得て子どもの豊かな個性を育む遊びの場・機会を提供します。同時に、町に子どもの笑い声が戻ってくる日に向けて、子どもたち

が利用しやすい公園づくりや、関連する既存施設等の有効活用のあり方などを検討し、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境の整備を進めます。

	H24春 準備 第1期	H25春 準備 第2期	H26春 生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①次世代育成支援行動計画の見直し				
②子どもが思いっきり遊べる公園、遊び場の整備 避難先における遊び場の確保 町内の公園等の整備				

(関連施策)

- 家庭学習の支援【1-5】(1)①】
- 子どもの医療費・検診費用の無料化【1-5】(3)①】
- 子どもの心身の健康診査・相談の実施【1-5】(3)②】
- 楢葉町独自の母子健康手帳の作成【1-5】(3)③】

(2) 高齢者・障がい者の健康管理・ケア体制づくり・生きがいづくり

お年寄りや障がい者が、それぞれの役割を持ちながら元気に生き生きと暮らしていくことも、健康のまち楢葉の象徴として目指すべき大きな目標です。

①障がい福祉計画等の見直し

これまで策定していた「障がい福祉計画」「高齢福祉計画」「地域福祉計画」は、この災害の影響を踏まえて見直すことが必要です。本復興計画にある復興のためのさまざまな施策も反映しつつ、お年寄りや障がい者が健康に暮らしていくための計画としていきます。

②生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備

この災害により、町内にあった介護・障がい福祉施設も避難を余儀なくされていることから、その現況や意向を把握し、避難解除後の再開に向けた支援のあり方を検討するとともに、新規参入事業者の誘致・支援方策についても検討します。その際には、高齢者・障がい者が単に介護・ケアを受ける立場となるだけでなく、それぞれのできる範囲で支援側に回り、またさまざまなレクリエーションに参画するなど、互いに役割・やりがい・生きがいを持ちながら助け合って生き生きと生活できる環境、仕組みづくりを目指します。

③福祉・介護サービスの人材確保

今後の高齢化社会を踏まえ、福祉・介護サービスの人材を確保することは、重要な課題のひとつです。関連人材の育成を支援する制度の活用などを図るとともに、上述のとおり高齢者であっても可能な範囲で支援側となり、役割を担う仕組みを構築していきます。

④子ども施設と高齢者施設との併設

子どもたちの帰町には慎重を期するため、学校・子ども園の再開にはしばらく時間がかかります。この間、これらの施設を高齢者など町民のために活用し、ゆくゆくはその延長として高齢者と子どもたちが触れ合いながら日々の生活を送る施設のあり方を検討します。

⑤誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり

震災直前にとりまとめた第5次楓葉町勢振興計画では、地域福祉の充実を目指し、道路や公共施設のバリアフリー推進とともに、人権を尊重した「心のバリアフリー」施策の推進を謳っています。災害からの復興に際しても、この考え方を踏襲し、さまざまな立場の人がともに暮らしやすいバリアフリーなまちづくりを推進していきます。

⑥シルバー人材センターの再開・活用

元気な高齢者の力は、これから楓葉町の復旧・復興に大きな役割を果たします。また、復旧・復興に携わっていただくことが、ふるさと再生を願う高齢者の生きがいにもつながります。南双地域シルバー人材センターを再開し、復旧・復興に関わるさまざまな事業の一端をシルバー人材に担っていただくための窓口として活用します。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①障がい福祉計画等の見直し				
②生きがいづくりと一体化した健康管理・ケア施設の整備				
③福祉・介護サービスの人材確保				
④子ども施設と高齢者施設との併設				
⑤誰もが暮らしやすいバリアフリーなまちづくり				
⑥シルバー人材センターの再開・活用				

(関連施策)

- ・ 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援【1-2) (1)(3)】

3-3) 便利で心豊かに暮らせる生活環境の整備

暮らしの再開には、買い物、通院をはじめ、毎日の生活を支えるさまざまなサービスも重要です。

商業・医療・文化活動など、便利で心豊かな生活を営む上で必要な各種サービスを、手近なところで受けられる生活環境の整備を推進します。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1)新商業ゾーンづくり	① 共同型店舗の整備
(2)予防医療、介護福祉も含めた 総合的・先進的地域医療の確 立	① 放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称） の誘致 ② 一次医療、二次医療、三次医療の充実強化 ③ 放射線・被ばく医療研究者等の招聘

(1) 新商業ゾーンづくり

今後は、人口の減少や高齢化の進展を踏まえた「コンパクトなまちづくり」という視点からの新しい土地利用計画が求められます。このような将来を見据え、商店などの集まる「商業ゾーン」が徐々に形成されるよう、これを誘導していくことが必要です。

①共同型店舗の整備

町民が日々の買い物に便利さを感じるよう、商店、飲食店、住民サービス機能などの早期・効率的な営業再開を目指して、町と商工会や関係事業者が連携・協議しながら制度資金、復興基金などを活用して、共同店舗の整備を推進します。その際には、利用者ニーズに応じたサービス形態を導入することや、将来的な土地利用を勘案し、たとえば町役場周辺の国道6号沿いなど、比較的利便性の高い場所を選定するなど、利用者・事業者双方にメリットのある取り組みを進めます。これによって、今後この共同店舗などを中核として、新しい中心街区・商業ゾーンに発展させていくことを目指します。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①共同型店舗の整備	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

(関連施策)

- ・ 民間の各種サービス再開要請・支援【1-3) (1)③】

(2) 予防医療、介護福祉も含めた総合的・先進的地域医療の確立

健康とは、単に心身の病がないという状態ではなく、日々の生活を元気で生き生きと暮らしていくことです。低線量被ばくの健康影響に関する研究や最先端の放射線治療はもとより、予防医学、介護・福祉など幅広い領域の研究を総合的に推進するとともに、これを地域医療に活かしていくことで、町民みんなが健康に暮らし、健康に関心を寄せる多くの人々が町へ集まるような、「健康のまち楓葉」を作り上げていきます。

①放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致

福島県が復興事業として推進する『放射線治療研究拠点構想』の一環として、放射線の影響に関する医療研究機能や予防医療、高齢者医療、介護・福祉機能などを備えた総合医療施設の整備を目指します。この施設では、今後長年にわたる県民の放射線影響調査、除染・廃炉に従事する作業員等の健康調査はもちろんのこと、先端的な放射線医療や高齢者の医療・介護などを行うとともに、予防医療・予防介護などの観点からも健康を守るためにさまざまな研究と実践に取り組みます。

このような総合的な取り組みを通じて、「健康のまち楓葉」が健康・医療に関する全国的なモデル地域となる「メディポリス構想」を目指します。これにより、医療介護や研究に従事する多くの方が住むようになり、これらの人々・施設への各種サービス提供が町の主要産業のひとつとして発展して、地域の雇用も創出されます。この「メディポリス構想」は、新生ならぬ創造の核として位置づけます。

この事業の推進にあたっては、政府、県、大学・研究機関、産業界との連携協力を求め、事業プロデューサーのもとに推進協議会などを設置し、戦略を構築して国や県に協力を要請します。

②一次医療、二次医療、三次医療の充実強化

原子力災害に伴い、双葉郡内の医療は大きな打撃を受けており、医療体制の再構築が不可欠です。一次医療については、震災前の医療機関に対し、町民の帰郷に合わせた診療再開を働きかけ、これを支援します。一方、二次医療、三次医療の確保も重要ですが、現在の状況下では、いわき市側との連携などといった医療圏域の変更と、いわき市の医療機関の充実、強化が望まれます。

こうした双葉郡内の医療のあり方については、楓葉町単独の問題ではないことから、郡内他の町村と連携して、県と共により良い方策などの検討を進めます。

③放射線・被ばく医療研究者等の招聘

放射線医療や被ばく医療について、中長期にわたる健康影響の把握や影響の早期発見に取り組んで治療につなげることのできる人材、あるいは放射線と人とのかかわりについて、低線量下での暮らしのことを、町民とともに心理的な側面なども含めて学ぶことを目指す人材などを国内外含めて広く募集・招聘します。そして、住宅の提供などをはじめとして、そうした人材が町民と共に暮らしていくことを、町をあげて支援します。

	H24春 ▼ 準備 第1期	H25春 ▼ 準備 第2期	H26春 ▼ 生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致				
②一次医療、二次医療、三次医療の充実強化 地元医療機関の再開要請・支援 二次医療、三次医療の確保要請				
③放射線・被ばく医療研究者の招聘				

（関連施策）

- 心のケア（心の復興）対策【2-5) (1)②】
- 健康管理システム（心と身体の健康カルテ）の整備【2-5) (1)④】

4. これまで・現在とは違う新しさを目指す

4-1) 檜葉新生プロジェクトの推進体制の整備

これまでとは違う町を目指して歩む道は、決して容易なものではありません。

新しい檜葉町を目指す各種プロジェクトをより的確・効果的に推進するため、まちづくり会社などの仕組みをつくるとともに、新たな土地利用のあり方を検討するなど、必要な知恵・技術を結集します。

こうした取り組みは、この復興計画に掲げる施策全般に関わることですので、具体的な内容については別途、第三章に独立させて記載します。

4-2) 風評被害の払拭

放射線への不安が広がり、楢葉町はもちろん福島全域が風評被害に苦しんでいます。

わかりやすい基準策定や科学的根拠に基づく風評抑止対策を国等に求めるとともに、検査・確認体制の整備、正確な情報発信を通じた理解促進・信頼向上に努め、風評被害を払拭します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)草の根情報発信	① 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ
(2)国に対する風評抑止 対策の要請	① 風評被害払拭への国等への取組要請

(1) 草の根情報発信

町では、町で生活し仕事をするあらゆる人が安全で安心に過ごせるよう、きめ細かな取り組みを進めます。こうした取り組みと成果を全国に伝えて風評を払拭するためには、粘り強くさまざまな機会を通じて情報発信に努める必要があります。

①滞在型・体験型ボランティアの受け入れ

除染や食品の検査、放射線の影響を受けにくい暮らし方の推進などを通じて、町民が全国のどこよりも放射線に対して安全で安心に過ごせる町となるよう取り組みます。しかし、こうした取り組みや成果は、一般的な情報発信ではなかなか伝わらないと考えられます。そこで、滞在型・体験型ボランティアの受け入れを積極的に進め、放射線量の減少や生産物の安全確保への取り組みを実感していただき、それが口コミで広がることを期待します。

一見、迂遠な取り組みのようですが、こうした地道な取り組みが楢葉応援団を増やし、ひいては、風評の払拭につながるものと考えます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①滞在型・体験型ボランティアの受け入れ	■■■	■■■	■■■	■■■

(関連施策)

- 放射線計測機器の配置【2-4)(2)①】

- 放射線量・除染状況等のわかりやすい情報提供【2-4)(3)②】

(2) 国に対する風評抑止対策の要請

原子力災害による風評は、広く全国・全世界に広がっています。その中には、科学的根拠もなく、単に福島県が産地であるということのみで不当な扱いを受けている例も少なくありません。とくにこれまで安全確保のため設けられてきた各種基準値については、専門家によってもその評価が異なる場合があり、その根拠などが一般にはわかりにくいことから混乱も生じています。根拠のない風評被害をこれ以上拡大させないためには、こうした状況を解消することが必要です。

①風評被害払拭に向けた国等への取組要請

各種基準値は国が定めているものであることから、国に対し、その根拠などについてわかりやすい説明を求めていきます。また、製品取引などにおいて根拠のない風評被害を抑止するため、国により一層の取り組みを要望していきます。

	H24春	H25春	H26春
準備 第1期	■■■■■	■■■■■	■■■■■
準備 第2期	■■■■■	■■■■■	■■■■■
生活再建 ・復旧期	■■■■■	■■■■■	■■■■■
本格 復興期	■■■■■	■■■■■	■■■■■

①風評被害払拭に向けた国等への取組要請

4-3) 新しい産業による地域経済の発展

この災害により、これまで楢葉町を支えてきたさまざまな産業は大きな打撃を受けました。地域経済を立て直すためには、これら既存産業の再生とともに、産業構造の大変革が必要です。

既存産業に加え、新たに医療・研究機関の誘致、再生可能エネルギーの導入、新しい農業のあり方に関する試験研究などを通じ、地域経済の核となる新しい産業を育成します。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1)復興に伴う新規流入人口の受け入れ	①宿泊施設の復旧
(2)新産業の創造・誘致	①関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援 ②原子力防災・除染・廃炉関連機関の誘致
(3)農林水産業の再生と新たな展開	①農地の復旧と保全、農業の再生 ②植物工場の導入促進 ③放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究 ④鮑の心化や鮎の飼育の再生 ⑤生産基盤再構築のための畜衛生維持向上
(4)再生可能エネルギーへの取り組み	①農地を利用したソーラー事業の導入促進 ②風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進 ③工業団地への再生可能エネルギー導入促進 ④農業再生につながるバイオマス燃料製造

(1) 復興に伴う新規流入人口の受け入れ

楢葉町の警戒区域解除、今後の本格的除染や復旧・復興の本格化、さらには長期にわたる廃炉作業に伴い、作業員や技術者・研究者、ボランティアなど人の出入りや長期滞在が活発化することが予想されます。また復興イベントや交流会等の実施は、人の賑わいをもたらします。復興需要を地域に循環させるためには、こうしたさまざまな形の流入人口に対する受け皿づくりが必要です。

①宿泊施設の復旧

短期的な取り組みとして、除染やインフラ復旧の従事者(とくに技術者や研究者)向けに、サイクリングターミナルを早期に復旧させて宿泊・飲食サービスを提供します。また町内の旅館・民宿等の再開を促し、作業員の宿泊の分散化を図ります。

長期的には、廃炉の従事者、放射線や原子力に関連する技術者・研究者などを対象とした宿泊ビジネスの促進を図ります。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①宿泊施設の復旧				

(関連施策)

- ・ 家屋等の維持管理支援【1-4)(3)①】

(2) 新産業の創造・誘致

これまで楢葉町では、多くの町民が原子力発電所の関連産業に携わり、町の財政基盤も原子力発電所の立地を前提としてきました。今後、原子力だけに頼らない町となっていくためには、復興特区制度や県が創設した企業立地補助金も活用しつつ、将来を見据えた新しい産業を育成することが急務となります。

①関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援

楢葉町をはじめとする浜通り地方には、今後本格的に進められる除染や廃炉に伴い、関連する多くの企業や研究機関の立地が予想されることから、これを新生ならはの創造に活かすことが重要です。

もともと、原子力発電所を擁してきた浜通り地方には、さまざまな関連技術を持つ企業や技術者が存在します。こうした技術は除染や廃炉に向けて役立てられることとなり、さらにはロボット、遠隔操作技術、廃棄物処分技術、環境分析技術などの要素技術となって、幅広い分野に応用・発展していく可能性を持っています。

このため、これら技術の習得・応用による起業化やベンチャー企業の育成を支援し、新しい産業の創造へつなげます。具体的には、産業界、大学・研究機関、行政、金融機関による「产学官金」の連携を図りつつ、専門家による起業相談、研究施設・設備等の共同利用、技術情報や起業等にかかる情報の交換・共有などを推進する「創業支援センター」の整備などに向けた検討を進めます。

②原子力防災・除染・廃炉関連機関の誘致

原子力災害からの復興は、大規模な除染や、長期にわたる廃炉に向けた作業と密接な関連を持っています。また、原子力災害に苦しむ被災地としては、原子力防災の備えを充実させ、これを国内外へと展開していくことも、復興の大切な側面です。

除染・廃炉の技術開発や推進などに中核となって取り組む機関は、その実践現場に置かれすることが最も望ましいものと考えられます。このため双葉郡内の他町村とも連携しつつ、国・福島県が推進する「環境創造戦略拠点構想」の一端として、その中核を担う公的研究機関などの誘致を目指し、国・関係団体等に強く働きかけます。同時に、これらの機関等による原子力防災に関わる研究・実践も推進し、この災害体験をばねにした国内外への貢献を図ります。

なお、こうした取り組みの成就により、関連産業の集積はもとより、国際会議をはじめとする各種会議や研修、国内外からの視察などを通じて、多くの方が町へ訪れることが予想されることから、その地域経済への効果、人的交流による地域の活性化などが期待できます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①関連技術活用による起業、ベンチャー企業支援				
②原子力防災・除染・廃炉関連機関の誘致				

(関連施策)

- 放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致【3-3) (2)①】

(3) 農林水産業の再生と新たな展開

町の農林水産業、畜産業は、地震津波、放射能汚染によって大きな被害を受けています。何よりも、警戒区域となつたために被害状況も十分に把握できず、広域に避難したことから農家が話し合う機会もなかなか持てません。そのため、今後の再生の方向性については、関係者の多くが見通しを立てられずにいるのが実情です。

従来の農業を復活し、信念を持って安全・安心な農作物の供給に取り組むこともすばらしいことです。また、過去に例のない支援の環境が準備されることから、それを活用して新たな取り組みにチャレンジするチャンスもあります。

①農地の復旧と保全、農業の再生

稻作を中心とした町の農業の再生には、すでに集約化し圃場整備された農地をとくに集中的・早期に除染する必要があります。また廃業による耕作放棄地や津波被災地の農地は、集約化を図ることが必要です。これらについては、農業者の意向を把握し、それを尊重しながら計画的に進めていくこととします。またその際には、自給自足のため、もしくは毎日の生きがいとして農業に携わる方々の意向も尊重し、そのための農地確保も行います。さらに、バイオマス燃料となる菜の花等に作物転換することで早期の農業再開を図り、農地保全と農業者の生きがい確保につなげます。

農地の保全はもとより、放射性物質の農作物の生育への影響を調査するためには、早い時期に作付けを再開し、継続的に放射性物質の残留濃度を測定していくことも不可欠です。このようにして生産された農作物については、放射性物質に対する確実な測定監視体制を整備するとともに、農業生産工程管理手法（GAP）^①の導入やトレーサビリティシステム^②の構築を通じて、消費者に安全・安心な農作物として供給する体制を立て直します。また、消費者と生産者との交流活動を進めることで、楓葉応援団の一員となっていただき、町の農作物に対する信頼回復に努めます。

②植物工場の導入促進

除染された農地とはいえ、生産された農作物は安全が確認されてもなお、消費者の安心感を得るには相当の時間を要し、市場での買い控えも予想されます。

そこで意欲的に町の農業の再生を目指すため、植物工場の導入を図ります。これは、現在普及している温室栽培と異なり、外界の土壤や水を使うことなく、光、温度、湿度、二酸化炭素、培養液などの環境条件を人工的に制御した施設の中で生産することから、放射性物質の影響を受けずに高品質な野菜などの通年生産が可能となります。また、農家や農業生産法人だけでなく建設業など多様な担い手が期待できるので、将来の新しい農業形態として積極的に推進を検討します。

なお、初期投資等が必要な施設型農業であることから、費用対効果を見極めつつ、まずは国の制度資金を活用したモデル事業として取り組みます。

③放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究

放射性物質の農作物への影響や土壤から放射性物質を除去する植物の研究、さらには放射線利用による農作物の品種改良・新品種開発など、放射線と農作物に関わる幅広い試験研究・実証を行う調査研究機関の誘致・新設に取り組みます。

^① 農業生産工程管理（GAP : Good Agricultural Practice）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

^② トレーサビリティシステム：農産物や加工品などが、どこでどのように生産され、どのように移動し、どこで加工されたかなど、「移動を追跡・把握」できる仕組み。

こうした取り組みは、農家の廃業に伴う遊休耕作地の活用を可能とするほか、安全・安心な農作物の測定監視と消費者へのアピールにもつながることが期待できます。

適地としての農地は事業主体が買い上げるか、所有権はそのままに利用権だけを事業主体に貸与するなどの方法を検討します。また離農して農地を提供した方々が、これら試験研究機関の一員となり、新たな活躍の場を得られるよう配慮します。

④鮭のふ化や鮎の飼育の再生

鮭や鮎は柏葉町の重要な産業資源です。遡上する、あるいは棲息する木戸川などの川床の砂泥の汚染状況や除染の進行を見ながら安全性を確認するとともに、鮭や鮎への放射性物質の影響を十分調査した上で、増養殖施設や加工施設の再整備を行って、地域資源の回復を図ります。

⑤生産基盤再構築のための家畜衛生維持向上

町の畜産業については、避難と放射性物質の汚染により壊滅的なダメージを受けています。牛をはじめとする野生化した家畜等の捕獲やその後の措置、放牧地や酪農家の意向などを十分に把握すると共に、国・県の畜産関係の試験研究機関などの助言を得て、今後の柏葉の産業としてのあり方を検討します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①農地の復旧と保全、農業の再生 汚染状況の調査・除染 農地復旧 農業の再生				
②植物工場の導入促進				
③放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究				
④鮭のふ化や鮎の飼育の再生				
⑤生産基盤再構築のための家畜衛生維持向上				

(4) 再生可能エネルギーへの取り組み

原子力発電に代わる新たなエネルギー産業の育成として、再生可能エネルギーの産業化について、可能性を検討します。

①農地を利用したソーラー事業の導入促進

農地を利用した太陽光発電ビジネスの可能性を検討します。事業化にあたっては、まとまった敷地面積を必要とすることから、既存の遊休農地や震災後の廃業による耕作放棄地、津波被害による耕作困難な土地の集約化と、規制緩和による農地転用を図りつつ、太陽光発電に係わる規制緩和を利用して事業性のある太陽光発電の設置を進めます。また、外部のソーラー企業と連携した地元の関連企業や「ならは復興会社（仮称）」などが新しいビジネスとして参入する仕組みの構築に努め、離農した農業者に雇用の場を提供します。

今後、適地調査や関係者のニーズ調査をはじめ電力会社の買い取り価格の設定を注視しながら、事業化の是非について検討します。

②風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進

今回の災害を受けて再生可能エネルギーに対する関心が強まる中、町内に豊富に存在する水資源、木質資源を活用し、エネルギーの地産地消を目指して技術開発・導入を検討します。

具体的には、これまでも検討等を重ねてきた風力発電のほか、小水力発電、間伐材や農作物等を活用したバイオマス発電などの導入を検討し、採算性など事業性を模索していきます。

③工業団地への再生可能エネルギー導入促進

再生可能エネルギー社会のシンボルとして、低炭素社会の実現への貢献として、企業連絡協議会の協力を得ながら、太陽光発電や風力発電を団地内に設置し、エコ工業団地としてPRするとともに、電力の安定確保にも寄与するなど特徴をアピールします。

余剰電力の売電については、まちづくり復興会社が担うことも想定し、電力会社の買い取り価格を見ながら事業採算性を十分検討して、導入の是非を考えます。

④農業再生につながるバイオマス燃料製造

町内に広がる豊かな農地を活用し、菜の花、綿花、ひまわり等の栽培による農業の再開・活性化を行うとともに、これらを活用したバイオマス燃料製造ビジネスの可能性を検討します。こうした取り組みにより、農業者の生活再建と生きがいの確保、さらには美しい景観の創出が期待されます。加えて、バイオマス燃料製造工場の誘致を検討し、新たな地域産業の創生と雇用創出につなげていきます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①農地を利用したソーラー事業の導入促進				
②風力発電、小水力発電、バイオマス発電などの導入促進				
③工業団地への再生可能エネルギー導入促進				
④農業再生につながるバイオマス燃料製造				

4-4) 町外との新たな連携・交流

この災害では、これまでほとんど交流のなかった町外の方々からも、多くの温かいご支援をいただいています。

災害を契機に始まった新たな連携・交流などを通じて、町外にも多くの仲間・友だちを作り、互いに支え合い、励まし合い、協力し合う関係を構築します。

施策と取組項目

施 策	取組項目
(1)連携・交流促進の仕組み・機会づくり	① 檜葉応援団の結成 ② 交流人口の拡大 ③ まちづくりの取り組み「ふくしま発」への参画 ④ 全国やまゆりサミットの開催 ⑤ 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」 ⑥ 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり ⑦ 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進

(1) 連携・交流促進の仕組み・機会づくり

避難生活を通じ、本当の豊かさや安全・安心は、連携や交流によってもたらされることを実感しました。警戒区域に指定されたという厳しい状況を乗り越えて、帰町と復興を果たすためには、引き続き、より積極的に多くの人々との交流・つながりを広げることが不可欠です。

① 檜葉応援団の結成

ボランティアや寄付をいただいた方々、その他町の復旧・復興に関わりをもってくださるさまざまな方に、町民一人ひとりから感謝の気持ちを述べる機会を設けたり、お礼状の発送、感謝状の贈呈などを行うことで、感謝の気持ちを伝えます。

あらゆる機会を通じて、檜葉町のファンを増やし、「檜葉応援団」の一員となっていただき、さらなる交流を深めます。

② 交流人口の拡大

風評被害の払拭や震災復興促進のため、檜葉応援団など町への愛着や興味が高い方に対し、地域生活や観光・物産などについての正しい情報発信を行うとともに、体験旅行や滞在型交流活動などにより町の安全性をアピールします。また、県等との連携により、首都圏において

てふるさと情報を提供するなど、やむを得ず帰郷をしばらく見合わせる町民の方々も巻き込んで交流人口を拡大させ、定住・二地域居住につなげます。

③まちづくりの取り組み「ふくしま発」への参画

県では、全国各地で行われているまちづくりの取り組みの全国大会を「ふくしま発」として開催し、震災による避難や支援等で生まれた県内及び全国各地とのきずなを広く大きく育てていくとともに、震災からの復興を広くアピールし、元気を発信することとしています。町もこうした取り組みに積極的に参加します。

④全国やまゆりサミットの開催

震災の年、町において全国やまゆりサミットの開催が計画されていました。この全国やまゆりサミットの会からは、震災後も温かい支援をいただいている。町では、町やまゆりの会を復活させて、やまゆり群生郡を再生し、町の復興イベントの一環として是非とも全国やまゆりサミットを開催したいと考えています。

⑤全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」

全国にも苗の育成・提供などの支援を呼び掛けて、花いっぱい運動を展開し、交流の輪を広げます。花いっぱい運動の一環として、天神岬に通じる道をはじめ町内各所での「桜のトンネル」づくりなどにも取り組みます。また、バイオマス燃料製造を目的とした菜の花・ひまわりなどの育成も、町内を花いっぱいとすることに一役買うことでしょう。

上記の全国やまゆりサミットなどの機会には、広く復興をアピールして町への風評被害を払拭するとともに、フラワーロードや桜のトンネルと併せて楽しんでいただき、新たな観光資源として、地域の魅力を高め、郷土への愛着を育むものとしていくます。

⑥復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり

Jヴィレッジ再開に合わせ、復興祭などを開催します。復興祭の運営には、町民ボランティアを募るとともに「楢葉応援団」に参画を要請するなど、今後のさらなる復興に向けた力強い「ひとの輪」づくりにもつなげます。

また、復興祭を皮切りに、たとえば日本クラブユース選手権や全日本少年サッカー選手権など、地震・津波災害と原子力災害からの復興を内外にアピールするスポーツイベントの開催を招致します。楢葉町にゆかりの深いスポーツであるサッカーの日本代表のほか、Jリーグやなでしこリーグの合宿、公式戦、国際親善試合なども誘致して、幅広い層の関心を集め、町の復興、ひいては福島の復興を印象付けることを目指します。

⑦教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進

福島県が実施予定とする「教育旅行誘致促進事業」と連携しつつ、教育旅行の体験メニューを充実させ、若者に対して県・町の魅力や素晴らしさをアピールします。また、県内学生

と国内外の学生との交流を図り、さまざまな価値観の理解を促進することで、幅広い視野や国際感覚を身につけた若者を育成します。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①楓葉応援団の結成				
②交流人口の拡大				
③まちづくりの取り組み「ふくしま発」への参画				
④全国やまゆりサミットの開催				
⑤全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」				
⑥復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり				
⑦教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進				

(関連施策)

- 除染ボランティアの募集・受け入れ【2-1)(3)①】

4-5) 「ふるさと楓葉」づくり

新しい楓葉町は、これから世代のふるさとにもなっていくまちです。

私たちのふるさとである楓葉の「楓葉らしさ」を打ち出すため、景観づくりや祭り・イベント等の開催、町のシンボルづくりなどに取り組みます。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1) スポーツのまち楓葉の再生と振興	① Jヴィレッジの再生 ② スポーツ事業・大会への参加促進
(2) ふるさと楓葉の景観づくり	① 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備 ② 桜のトンネルづくり
(3) 文化財の保全等	① 文化財の復旧支援 ② 埋蔵文化財等の調査
(4) 町のイベント、祭りの再生	① 町の各種イベントの復活 ② 追悼行事の開催 ③ 伝統文化の継承

(1) スポーツのまち楓葉の再生と振興

震災前の楓葉町は、Jヴィレッジに象徴されるようにスポーツの盛んな町でした。健康で豊かな教育環境を再構築するためにも、スポーツのまち楓葉を再生し、スポーツ振興をますます推進していくことが必要です。

① Jヴィレッジの再生

現在、福島第一原子力発電所事故の収束に向けた対応拠点となっているJヴィレッジは、町のシンボルです。このJヴィレッジの復興は、町民の精神的支柱となることに加え、雇用確保やイベント等による経済的效果も期待できます。

このため、町の復興に合わせてJヴィレッジを元の姿に戻し再生することを、関係機関に強く要望し実現していきます。また、Jヴィレッジ再開とともに町の復興祭を開催し、サッカー日本代表の合宿等を誘致するなど、災害からの復興を広くアピールします。

② スポーツ事業・大会への参加促進

町民の健康とコミュニティを維持するため、関係団体からの協力も得つつ、さまざまなスポーツに取り組む機会を確保します。具体的には、震災前にも行っていた他地域との交流事

業、スポーツ大会への参加などを推進します。この活動を通じて、檜葉の町民ががんばっている姿を国内外に発信していくことも、その目的のひとつです。

	H24春 ▼ 準備 第1期	H25春 ▼ 準備 第2期	H26春 ▼ 生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①Jヴィレッジの再生				
②スポーツ事業・大会への参加促進				

(2) ふるさと檜葉の景観づくり

天神岬公園はこれまで町の代表的な景観の一つでした。ここを、将来に向けた町のさらなる財産として、また、津波災害を後世に伝えるよう取り組みます。

①天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備

今後、緩傾斜方式による防潮堤整備や県道のかさ上げによる二線堤整備、防災緑地の整備、津波浸水エリア辺縁への記念植樹（第二章5-3）参照）などが進むことで、天神岬公園からは、後世に残る津波対策が一望できることになります。

天神岬公園への応急仮設住宅設置に伴う対応と調整しつつ、津波対策のビューポイントとして適切な場所を設定し、展望エリアの設置等に取り組みます。

②桜のトンネルづくり

花いっぱい運動の一環として、天神岬に通じる道をはじめ町内各所で「桜のトンネル」をつくります。

	H24春 ▼ 準備 第1期	H25春 ▼ 準備 第2期	H26春 ▼ 生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」の整備				
②桜のトンネルづくり				

（関連施策）

- 全国へ苗の支援なども呼び掛ける「花いっぱい運動」【4-4)(1)⑤】

(3) 文化財の保全等

文化財は、私たちの先人の足跡や文化を伝える貴重なものであり、失われてしまえば二度と取り戻すことができません。

①文化財の復旧支援

地域の宝を保護し、継承するために、被災した文化財の災害復旧を支援します。

②埋蔵文化財等の調査

復旧・復興に伴って計画されるさまざまな公共工事との調整を図り、先人が残した遺跡等の文化財調査に取り組みます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①文化財の復旧支援				
②埋蔵文化財等の調査				

(4) 町のイベント、祭りの再生

故郷を離れて、檜葉の根底に流れていた暮らし方や、歴史、文化の豊かさ、多くの行事や風物詩に自然の美しさが映えていたことなどが、あらためて認識されました。一度は失いかけたこれらの町の行事や伝統文化を再生し、後の世代に伝えていくことは、ふるさと再生に欠かせないものです。

①町の各種イベントの復活・創設

町の風物詩として天神岬スポーツ公園で行われていた「あるこう会」など、町の各種イベントを復活させるとともに、新たなイベントも創設し、全国・全世界に向けた檜葉町の感謝の気持ちなどを発信していきます。

②追悼行事の開催

東日本大震災と原子力災害に伴う避難などで亡くなられた方を追悼・慰靈する行事を催します。

③伝統文化の継承

各地区が連携して地域の歴史・文化などを学ぶ取り組みや、後継者の育成も含めて伝統文化や民俗行事等を保存継承する活動を支援します。

	H24春 ▼	H25春 ▼	H26春 ▼	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①町の各種イベントの復活・創設				
②追悼行事の開催				
③伝統文化の継承				

5. さらなる安全・防災を目指す

5-1) 災害に強い人づくり・仕組みづくり

今回の災害では、堤防などのハード面の対策に頼るばかりでなく、ソフト面の対策もとても重要であることが浮き彫りになりました。地震・津波災害に対しては、こうした災害の教訓を反映して次なる災害に備えることが不可欠です。また、原子力発電所の事故は未だ完全に収束していないことから、今後とも国・事業者等に迅速かつ適確な対応を強く要望すると同時に、町としても住民の避難対策などに万全を期することが必要です。

防災に関する教育訓練や、地域防災計画や避難計画の見直し、緊急時の情報伝達手段の確立、消防体制の再構築などを行い、災害に強い人と仕組みを作ります。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1)防災に関する各種計画の見直し	① 地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し ② 津波避難計画の見直し ③ 広域避難計画の策定、協定等の締結 ④ 広域避難に備えた重要情報資産の確保対策 ⑤ 災害時要援護者避難計画の見直し ⑥ 物資の備蓄・調達計画の見直し ⑦ 山間部における林地崩壊時避難計画の策定
(2)災害に強い人づくり	① 防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化 ② 消防団の再構築
(3)緊急情報伝達・広報体制の充実	① 緊急情報伝達の仕組みの再構築 ② 町独自の観測システム、観測体制等の強化

（1）防災に関する各種計画の見直し

東日本大震災の教訓を踏まえて、自然災害と原子力災害が同時に発生すること、さらには、想定外の事態が発生した場合にも自律的に対応できる仕組みづくり、従来の想定を超えるより広い範囲での放射線防護への対応など、様々な災害対応・危機管理上の課題のあることが明らかとなりました。

そのため、国や県における検討及び計画の修正状況も踏まえつつ、町における計画の見直しに取り組みます。

①地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）の見直し

町では警戒区域が設定されたことから、未だ町内全域の被災状況の詳細な調査が実施されていません。そのためまず、警戒区域の解除を待って被害の調査に取り組むと共に、住民や事業者、防災関係機関等の対応実態について調査・整理し、計画改定の基礎資料とします。なお、その際には、これまで各種の国や研究機関の調査に協力する形で、今回の災害への対応や教訓情報をできるだけ発信しており、そうした調査研究成果も活用します。

こうした取り組みと並行して、住民代表（女性を半数以上とする）、関係機関、各課管理職などからなる地域防災計画修正プロジェクトチーム（仮）を組織し、国・県の動向や全国各地の取り組み事例等も参考に、素案を作成します。策定した計画については、それをもとに町民向けパンフレットを作成するなどして、周知します。

なお、避難期間中における災害時の対応については、避難先の自治体の協力を得て、地域の危険性、避難地・避難路等の情報提供に取り組みます。また、仮設住宅などでは、自治会を中心に自主防災体制を構築し、近隣の自主防災組織等と連携した取り組みがなされるよう支援します。避難している消防団員などがいる場合には、仮設住宅での警防活動や防火指導などに取り組むことも要請します。

②津波避難計画の見直し

津波避難計画の見直しは、次のように進めます。

まず、東日本大震災における津波の浸水状況を正確に調査することが重要であり、町民、研究機関等の協力を得て、浸水した痕跡の調査を実施します。次に、こうした資料と、県が実施する津波シミュレーションの結果をもとに、沿岸行政区住民参加による津波避難計画・防災マップの見直しや、町内における津波防災表示の在り方を検討します。

その後、避難訓練などによって計画等を検証したうえで、防災マップの配布、町内要所への津波防災表示板の設置等を実施します。津波防災表示板の設置や維持管理については、町民や児童生徒も参加することで、津波防災意識の向上にも寄与することが期待されます。

なお、津波避難対策については、後述する「津波防災地域づくり総合推進計画」を作成し、ハード対策ソフト対策の両面から推進します。具体的な内容は、「5-2)災害に強いまちづくり」を参照してください。

③広域避難計画の策定、協定等の締結

広域の避難計画を作成するためには、今回の教訓を十分に生かすことが不可欠です。こうした観点から、まず、今回の避難先自治体などからも意見を聞いて、良かった点、改善すべき点などを整理します。その上で、締結済み協定の点検協議、必要に応じた協定の修正を行います。そして必要であれば、新たな広域避難先を選定し、新協定の締結に取り組みます。

なお、こうした協定が形骸化しないようにするために、定期的な情報交換や相互の防災訓練等への参加など、積極的な交流の機会を持つよう、取り組みます。

④広域避難に備えた重要情報資産の確保対策

今回の災害を教訓として、広域避難が必要な状況においても戸籍、住民登録、その他の重要な情報資産について、優先順位をつけながら、安全なバックアップ方策を検討し、実施します。

⑤災害時要援護者避難計画の見直し

今回の災害では、要介護の高齢者やその施設、障がい者などの緊急の避難支援や、避難先の確保に、様々な困難がありました。こうした実態を踏まえ、自主防災組織や福祉関係等の事業者・NPO団体等と適切に連携しながら、災害時要援護者避難計画の見直しと、個別計画の策定推進に取り組みます。また、個別計画を定期的に更新できるような仕組みを構築します。

⑥物資の備蓄・調達計画の見直し

今回の災害では、食糧、物資、燃料の調達が困難な事態が発生しました。町内全域が避難するという状況も踏まえて、何をどのように備蓄・調達すべきか、また、高齢化が進む中でどのような品目の備蓄を強化すべきか、自動車用燃料の確保方策など、多くの課題があります。広域的な対応の観点も含めてあり方を検討し、効果的な備蓄・調達の仕組みを計画します。

⑦山間部における林地崩壊時の避難計画の策定

檜葉町は、町の約4分の3が森林です。今回の災害では、大きな土砂崩壊等は発生しませんでしたが、発生した場合に孤立状態となる危険性の高い集落があります。

こうした地域に対して、防災行政無線や衛星携帯電話の配備による情報通信の確保、水・食糧・燃料等の備蓄、簡易なヘリポート（広場）の整備などを検討します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①地域防災計画（自然災害・原子力防災対策）見直し				
②津波避難計画の見直し				
③広域避難計画の策定、協定等の締結				
④広域避難に備えた重要情報資産の確保対策				
⑤災害時要援護者避難計画の見直し				
⑥物資の備蓄・調達計画の見直し				
⑦山間部における林地崩壊時避難計画の策定				

(2) 災害に強い人づくり

震災前、町には7分団・約250名の消防団と、4つの自主防災組織が編成されていました（組織率は約75%）。また、消防団の組織の無い山間部の行政区民により自衛消防隊が組織され、林野火災、地盤災害などについて定期的な危険箇所の巡回、町及び消防団と連携した初期消火訓練等を実施していました。そのほかに、婦人消防隊も結成されており、各分隊ごとに初期消火訓練、災害時の避難所運営の訓練を実施し、町及び消防団の補助的な役割を果たしていました。これらの組織、消防団員等は、今回の災害でも避難や救助に活躍しましたが、残念なことに、消防団員の尊い命が失われました。

今後、避難によってばらばらとなり、帰町の時期も必ずしも同じにはならないことが予想される状況のなかで、消防団及び自主防災の体制を再構築することが大きな課題です。

①防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化

防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化にあたって、まず取り組むべきことは、今回の災害における対応と課題について、町、関係機関、町民などから情報を集め、整理することです。さらに、その結果をもとに関係者が集まり、当面の対応策を構築する必要があります。

避難生活を送るなかで取り組むには、困難な面もありますが、緊急雇用の制度などを活用して情報の収集整理、聞き取り調査を行うことや、防災関係の調査・研究機関、大学の研究者などの協力を得るなどの方法も採り入れて、防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化に取り組みます。

②消防団の再構築

消防団の活動を再開するにあたっては、現在の消防団員の所在を確認して、帰町時期の意向などを把握し、帰町時には経験・技量・土地勘・コミュニティとのつながりのある消防団員の活動の再開を促し、消防団体制を再構築することが最も重要です。

また、被災した消防団の詰所や消防車、装備、備品などを整備します。

なお、帰町が始まる時点では、町民よりも原子力の安全化対策や除染に関する関係者などの人数が多いといった状況も考えられます。こうした事業者等の協力を得て、機能別消防団員として地域で活動していただくことも検討します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①防災リーダー育成、自主防災組織の再生・活性化				
②消防団の再構築				

(3) 緊急情報伝達・広報体制の充実

東日本大震災では、地震・津波に関する警報の伝達、原子力災害時の関係機関との情報連絡、避難等の意思決定に様々な困難が伴いました。とくに、原子力災害に関する情報は、事前に計画されていた情報経路が機能せず、福島第一原子力発電所の情報については、第二原子力発電所から適時情報が寄せられただけでした。町では、テレビからの情報と東電からの情報をもとに、震災の翌12日午前に全町民避難を決断し、庁舎の気象観測データを参考に、南に位置するいわき市へ避難することを呼び掛けました。

こうした経験を踏まえて、次のような情報伝達広報や独自の観測の仕組みづくりに取り組みます。

①緊急情報伝達の仕組みの再構築

緊急情報の伝達及び広報の再建等にあたっては、まず、重要な基幹システムである町及び県の防災行政無線について、被害の状況等を調査し、早急に機能を確保します。

その後、国、県の原子力防災体制の見直し等を踏まえて非常通信の伝達計画の見直しを行い、必要に応じた整備を進めます。

なおその際には、今回の災害時における広報や情報伝達の状況を取りまとめて、広報文案の在り方も含む検討を行い、計画や様式づくり、広報文案集の作成などに反映させます。

②町独自の観測システム、観測体制等の強化

緊急時における判断においては、町独自の観測情報等があることにより、さまざまな判断において大きな役割を果たします。今回の災害では、庁舎の気象観測データがその一つでした。今後、放射線モニタリングの観測はもとより、近年頻発している集中豪雨時の雨量、地震で地盤が弱くなったことに伴う土砂災害の発生情報など、様々な情報を集約することで、災害対応や避難の判断に役立てるすることができます。

町民各世帯との双方向通信が可能となる広報システムの配備計画などもあることから、こうした情報機器を活用して、人手による信頼度の高い情報収集をすることや、一方で、きめ細かに町から情報発信などに取り組む体制・仕組みを構築します。

	H24春	H25春	H26春	
	▼	▼	▼	
①緊急情報伝達の仕組みの再構築	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
②町独自の観測システム、観測体制等の強化				

5-2) 災害に強いまちづくり

楓葉町では、堤防の高さをはるかに超える津波に襲われました。また避難に際して、通行できない道路があり、激しい渋滞が起こったという教訓もあります。

避難道路等の体系化、堤防と道路による津波対策、津波被災地区の再生などにより、自然災害にも原子力災害にも強いまちづくりを行います。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1) 避難路・防災拠点等の体系的整備	① 広域的避難ルートの体系的な整備 ② 津波避難ルートの指定・整備 ③ 津波避難施設の整備
(2) 津波被災地区の再生・津波に強い地区づくり	① 津波防災地域づくり総合推進計画の作成 ② 堤防の復旧、緩傾斜堤の導入 ③ 県道及びアクセス町道の復旧・整備 ④ 防災緑地の整備 ⑤ 津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施
(3) 災害に強く、計画的な土地利用の推進	① 水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備

(1) 避難路・防災拠点等の体系的整備

この災害で楓葉町では、町外への広域避難を強いられました。しかし、常磐自動車道は通行止め、国道6号線や整備途上だった浜街道も地震・津波で通行できない事態となりました。こうした中、避難に際して最後の命綱となったのが、国道6号線と主要地方道いわき・浪江線を結ぶため町が整備を進めてきた「松ノ口・大坂線」です。南北に走る2つの道路をハシゴのように横につなぐ道路の有効性が実証されました。

また、地震・津波と原子力災害という複合災害の教訓からは、自然災害における避難場所の確保、原子力災害において被ばく線量を最小限にするための屋内退避施設の確保、そうした災害対応の司令塔となるべき行政庁舎の機能維持など、公共施設を中心とする防災拠点としての機能整備の重要性が改めて認識されました。

① 広域的避難ルートの体系的な整備

災害時における避難や緊急輸送のためには、いくつもの経路を選択肢として持ち得るよう、ハシゴ状の道路整備を基本とした道路の多重化が不可欠です。こうした観点から、町内の避

難所への避難及び町外への広域避難を想定し、次のような避難ルートの確保、信頼性向上に取り組みます。

- ・ 町から常磐道へ接続する出入り口の確保
- ・ 浜街道の延伸（二線堤としても機能）
- ・ 東西交通の確保

また、国・関係機関等に対して、常磐道の早急な復旧・整備促進を要請し、道路交通網の充実を通じた広域避難路の確保を推進します。

②津波避難ルートの指定・整備

津波避難ルートの原則は、まず少しでも早く高い場所に向かい、さらにより高い場所に向かって避難できる、というものです。こうした観点から、津波危険のある地域ごとに津波ルートを検討し、必要な整備に取り組みます。

現在、国においては自動車による避難のあり方なども検討されていることから、こうした成果も踏まえて、徒步と自動車の避難動線を検討し、必要な整備を行います。

また、津波避難においては、高台に向かう簡単な階段や、幅の狭い通路も貴重な避難ルートとなります。夜間も含めて避難ルートとして分かりやすくしたり、手すりを付けて足腰の弱った方にも上りやすくなるなどという工夫を、地域の方とともに検討し、細やかな対策に取り組みます。

③津波避難施設の整備

楢葉町の地形の特徴として、海岸から比較的近い場所に高台があることが挙げられます。このため津波避難においては、まず、こうした高台に避難することが基本となります。津波が地震後すぐに襲来するなどして逃げ遅れた場合に備え、緊急的に避難する津波避難施設の指定・整備なども必要です。

たとえば、緊急的な避難に利用できる築山などの高台を設置したり、将来、津波浸水危険区域に建物は建設される場合には津波避難ビルとしての性能を備えるよう協力要請します。また、防災集団移転に伴い建築基準法の災害危険区域として指定される地域においては、建物を建築する際に津波避難ビルとしての性能を備えるよう誘導することを検討します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①広域的避難ルートの体系的な整備				
②津波避難ルートの指定・整備				
③津波避難施設の整備				

(関連施策)

- ・ 公共施設の防災拠点機能整備 【2-2) (3)①】

(2) 津波被災地区の再生・津波に強い地区づくり

この災害で、楓葉町には10mを超える高さの津波が襲来し、沿岸部の住宅、農地等は壊滅的な被害を受けるとともに、13名もの方々が尊い命を失いました。将来にわたってこのような被害が起きないようにすることは、災害を経験した私たちが取り組むべき大きな課題です。

①津波防災地域づくり総合推進計画の作成

福島県による津波浸水想定をもとに、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「津波防災地域づくり総合推進計画」を策定します。この計画では、次のような事項を定め、事業の推進を図ります。

- ・ 推進計画区域の設定
- ・ 海岸保全施設、津波防護施設¹⁾等の整備
- ・ 市街地の整備改善の事業
- ・ 避難路・避難施設等の整備

②堤防の復旧、緩傾斜堤の導入

津波で大きく被災した防潮堤は、推進計画にもとづいて整備することとなります。県による検討の結果、楓葉町沿岸では、8.7mの高さの堤防整備が行われることとなりました。

この堤防整備にあたっては、津波被災地区住民の従前の堤防への不安の声、新たな海辺との関係性を構築することによる津波・高潮災害への意識の醸成、および国による河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の考え方²⁾などを踏まえて、南地区浄化センター以北については、緩傾斜堤としての復旧・整備を県に要請します。河川の護岸についても、必要なかさ上げ等の実施を県に要請します。

③県道及びアクセス町道の復旧・整備

津波・地盤変動により大きな被害を受けた浜街道については、津波に対する二線堤としての役割も持たせ、津波被災箇所をかさ上げして木戸川の右岸河口に整備する防災緑地、緩傾斜堤と一体的に整備することを県に要請します。また、それに伴って、浜街道に接続する町道の整備を行います。

¹⁾ 「津波防護施設」とは、津波浸水想定を踏まえ津波による人的災害を防止し、又は軽減するために都道府県知事又は市町村長が管理する盛土構造物、閘門、護岸及び胸壁（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設であるものを除く。）をいう。

²⁾ 国土交通省 水管理・国土保全局「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」平成23年11月

④防災緑地の整備

県による防潮堤の整備は数十年から百数十年の頻度で発生する規模の津波を想定したものであり、それを超えるような津波に対しては、道路等による二線堤や防災緑地などの多重防御により内陸部への浸水被害などを抑制する「減災」対策によって対応することとなっています。

町では、緩傾斜堤と防災緑地を一体的に整備する「減災」対策が重要と考えており、今後、県が検討中の「防災緑地」の整備に向けた指針（ガイドライン）に沿って取り組むこととします。

⑤津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施

町内では、波倉地区、下井出地区、北田地区、山田浜地区、前原地区に大きな津波被害が発生しており、復興計画の検討と並行して、これらの各地区・集落毎に町との意見交換の場を持ち、地区別の再生方針を話し合っています。今後さらに、防災集団移転促進事業を活用した移転、個別移転などを中心に、「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画区域」（推進計画区域）の設定も踏まえて、話し合いを進めます。

なお、警戒区域解除の見通しや除染効果の大きさ、東京電力による賠償、放射性廃棄物の仮置き場の問題などがあり、多くの津波被災地区住民は、最終的な決断をするのが難しい状況にあります。町では、引き続き意見交換やきめ細かな相談対応を行い、津波被災地区的コミュニティ維持・再生等に配慮した地区再生に取り組みます。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①津波防災地域づくり総合推進計画の作成				
②堤防の復旧、緩傾斜堤の導入				
③県道及びアクセス町道の復旧・整備				
④防災緑地の整備				
⑤津波被災地区の地区別再生計画の策定・実施				

（3）災害に強く、計画的な土地利用の推進

町の西側に広がる山林は、飲料水の水源、町の豊かさの一つである数多くの河川の源ですが、放射性物質で汚染されてしまいました。また、従来から徐々に進行していた当面の若年

層を中心とする人口の減少、高齢化・過疎化、農地等の耕作放棄の増加などといった土地利用の変化が加速的に進むと懸念されます。一方で、警戒区域解除後には、住宅移転等のための宅地整備が行われたり、警戒区域に隣接するエリアとしての新たな土地利用ニーズが発生することも想定されます。

①水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備

町の西側に広がる山林については、本来、徹底した除染が望まれますが、実現には新たな技術開発などを待つ以外に有効な方策がないというのが実情です。そこで次善の策として、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止することが考えられます。そのためには間伐や搬出といった森林を守るために必要とされている活動、土砂の流出を防止する取り組みが有効と考えられます。国・関係機関に対しては、除染と並行して、そうした活動に取り組みやすくするための環境を整備し、森林を守る取り組みへの支援を要望していきます。

また、生息する動植物を長期間にわたって保護・観察するエリアなどを設定して保存することにより、モニタリングを継続しつつ放射性物質の移動や影響を解明するための基礎とすることや、その結果をわかりやすく町民に伝えるよう、国等の関係機関に要請します。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①水源涵養、土砂災害防止等も踏まえた森林整備				

(関連施策)

- ・ 土地利用の方針【第三章 1】

5-3) 災害教訓の伝承・発信

私たちのつらく苦しい経験は、決して無駄にすることなく、今後の防災・安全対策に十分に活かされるべきです。

この災害を記録し、津波災害・原子力災害の教訓として伝承・発信することで、町民だけでなく、国内外の安全・安心な暮らしを守るために貢献します。

施策と取組項目

施名	取組項目
(1) 災害の記憶・教訓の見える化	① 津波浸水エリア辺縁への記念植樹 ② 津波高・浸水高のまちなか表示 ③ 避難路となった町道「松ノロ・大坂線」の教訓伝承
(2) 災害・復興記録のとりまとめ、 伝承	① 町と市民に関する災害対応記録の継続的収集 ② 災害記録誌の発行、復興情報の発信 ③ まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）づくり ④ 原子力災害教訓伝承施設の誘致

(1) 災害の記憶・教訓の見える化

災害の記録や教訓は世代を超えて伝承していくことが必要です。そのためには、災害の記憶・教訓の見える化が有効です。ただし、経験者にとっては、それがつらい記憶であることが多いので、そうした点にも気を配りつつ、誰にでも分かりやすいものとしていくことが望まれます。

① 津波浸水エリア辺縁への記念植樹

今回の災害による津波で壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田市では、津波到達点上に桜を植樹して後世に伝えるプロジェクトを取り組んでいます。これは、是非とも町の計画にも採り入れたい発想であり、津波浸水エリア辺縁への記念植樹の実施を検討します。この範囲は、次に地震があった場合に津波から避難しなくてはならない大事な目安となります。もちろん、地権者や近隣にお住まいの方の意向も伺いながら、町民による維持管理の仕組みづくりなどとも合わせて取り組みを進めます。なお、これまでの検討では、海岸部と一体として散歩のできるコースとする、などの発想も出されています。

②津波高・浸水高のまちなか表示

襲来した津波の高さを実感するためには、住民や外来者の目に付きやすい場所に、それぞれの場所での津波高・浸水高などを表示することが有効です。100年先にも残るような表示の方法を募集するなどの取り組みも含めて、設置場所や表示方法を検討します。

③避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承

今回の原子力災害からの避難では、町道「松ノ口・大坂線」が整備されていたことが、重要な役割を果しました。そうした教訓は形として残りにくく、失われがちです。今後、原子力防災に関する視察への対応も踏まえ、原子力災害からの避難において道路の多重化が重要といった教訓の伝え方を検討します。

	H24春	H25春	H26春	
	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①津波浸水エリア辺縁への記念植樹				
②津波高・浸水高のまちなか表示				
③避難路となった町道「松ノ口・大坂線」の教訓伝承				

(関連施策)

- 天神岬公園「津波防災対策ビューポイント」整備【4-5(2)①】

(2) 災害・復興記録のとりまとめ、伝承

過去に例のない地震津波災害と原子力災害との複合災害の経験と、これから復興への取り組みを記録して情報発信していくことの重要性は言うまでもありません。正確な記録の作成、それらをもとにした効果的な情報発信を目指します。

①町と町民に関する災害対応記録の継続的収集

今回の災害については、さまざまな情報を記録する取り組みが全国で進められています。町もこうした取り組みを進める研究機関等と連携しながら、職員・町民等からの聞き取り調査をはじめとする、町だからこそできる情報収集・提供などに取り組みます。

また、これから直面するさまざまな未知、未経験の生活再建や心のケアなどについて、継続的に記録します。

②災害記録誌の発行、復興情報の発信

今回町が作成する記録は、国内外から注目されるものとなります。もちろん、今後の原子力防災対策を検討する際の資料として利用されることも踏まえ、正確性も求められます。発災後の応急対応と避難生活、帰町への段階を記録として取りまとめます。

また、学校用教材、自主防災組織育成用教材、ホームページを通じた災害記録の発信などにも活かします。

③まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）づくり

現在、各地で原子力防災対策の見直しが検討されています。町では、今回の災害対応の記録などをもとに、視察の要請などに応えていくことも、重要な責務と考えられます。そのためには、一定の講習・研修のできる環境、資料等の展示や保管、的確に質疑応答のできる人材、生の声で災害を伝える語り部などが必要となります。

町の中で見ることのできるさまざまな災害の跡や公共施設の空きスペース等を組み合わせて、また、人材は町民や事業者の協力を得るなどして、町中の人・もの・情報の資源を活用した「まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）」を運営することを検討します。また、既存の資料館などを活用して、被災経験とそこから得られた教訓を将来にわたって伝える貴重な資料の収集・蓄積に努めます。

④原子力災害教訓伝承施設の誘致

国内では過去に例のない原子力災害の教訓は、国内外に向け、世代を超えて語り継ぐことが必要です。そしてその役割は、まさに地震・津波を引き金として放射性物質の放出を引き起こした原子力発電所の立地する、浜通り地方が担うべきと考えます。今後、国・県などに対し、この災害の教訓を伝承する施設の設置を強く働きかけるとともに、双葉郡内の広域的な連携の下、これを浜通り地方へ誘致します。

	準備 第1期	準備 第2期	生活再建 ・復旧期	本格 復興期
①町と町民に関する災害対応記録の継続的収集				
②災害記録誌の発行、復興情報の発信 災害記録誌のとりまとめ 復興情報の発信				
③まちなか体験型防災研修・科学館（仮称）づくり				
④原子力災害教訓伝承施設の誘致				

きぼうプロジェクト



復興に向けたさまざまな取り組みのうち、とくに楓葉町の復興を象徴するものを「きぼうプロジェクト」と位置づけました。これは、未だ自由に見ることのできない町の様子を思い描いて考えたものです。みんなで夢と希望をもって復興へ取り組んでいくためのシンボルとします。

プロジェクト	概要	関連施策（取組項目）
災害の教訓を伝承する 「津波防災対策」 学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 海・川との関係に配慮した堤防（緩傾斜堤）、二線堤としての県道、防災林、記念公園などの津波防災対策を推進し、これらを上から一望できる天神岬を観光や津波防災教育などに活かす。 津波浸水範囲の外縁に植樹を行うことで、今回の津波の大きさを伝えることもできる。 	<ul style="list-style-type: none"> 堤防の復旧、緩傾斜堤の導入【5-2)(2)②】 県道及びアクセス道路の復旧・整備【5-2)(2)③】 防災緑地の整備【5-2)(2)④】 天神岬公園「津波防災対策ピューポイント」整備【4-5)(2)①】 農地の復旧と保全、農業の再生【4-3)(3)①】 農地を利用したソーラー事業の導入促進【4-3)(4)①】 農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-3)(4)④】
花と緑がいっぱいの まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 桜のトンネル、ヤマユリの小径、フラワーロードなど、町中を花と緑でいっぱいにする。 花、苗木については、全国に協力を呼び掛けると同時に、避難生活を送る町民にも栽培を依頼して生きがいづくりの一環とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 桜のトンネルづくり【4-5)(2)②】 全国へ苗の支援などを呼び掛ける「花いっぱい運動」【4-4)(1)⑤】 全国やまゆりサミットの開催【4-4)(1)④】 避難生活の健康維持と生きがいづくり【1-1)(2)②】 農業再生につながるバイオマス燃料製造【4-3)(4)④】
町内外有志の 協働による 除染体制	<ul style="list-style-type: none"> 除染技術の講習会をセットにした、町民や町外の有志によるボランティア除染コースを設定、多くの協力者を募る。 町外からの参加者に対しては、各地からのツアーなどの形で廉価な交通手段や宿泊施設の提供、準町民認定・感謝のハガキ送付などを通じて、楓葉町ファンになっていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> 除染ボランティアの募集・受け入れ【2-1)(3)①】 除染のための機器等の配備【2-1)(3)②】 放射線関連の資格創設・町民の取得促進【2-5)(3)②】 滞在型・体験型ボランティアの受け入れ【4-2)(1)①】 楓葉応援団の結成【4-4)(1)①】
つながれ、はばたけ 「楓葉っ子」	<ul style="list-style-type: none"> 避難している子どもたちに、これまでの友だちと集う機会をつくり、楓葉の子どもたち（楓葉っ子）の絆を深める。 町の外で暮らす楓葉っ子を「まちの外交官」と位置づけ、新しい友だちづくりなどを通じて、楓葉を知り楓葉を愛する人々の輪を広げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生等の交流事業【1-5)(2)①】 新たな就学支援【1-5)(1)②】 より魅力ある学習環境の整備【3-1)(1)②】 アカデミー福島再生による国際人教育の推進【3-1)(2)①】 教育旅行の誘致による国内外学生との交流促進【4-4)(1)⑦】
広域連携による Jヴィレッジ等を 活用した 健康とスポーツの まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> Jヴィレッジを復興し、町総合グラウンドなども活用しつつ、近隣市町村と連携を図りながら、スポーツ、食育など幅広く健康に関する研究・教育・活動等を推進する拠点機関として整備する。 その活動を通じて、「健康のまち・楓葉」を国内外に発信し、多くの国・地域などと交流を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> Jヴィレッジの再生【4-5)(1)①】 スポーツ事業・大会への参加促進【4-5)(1)②】 復興祭の開催と復興をアピールするスポーツの話題づくり【4-4)(1)⑥】 健康づくり事業の推進【2-5)(1)⑤】 健康づくりに関する人材の育成・確保【2-5)(1)⑦】
放射線医療研究 推進拠点	<ul style="list-style-type: none"> 放射線の測定技術や除染技術、健康影響、先端医療等について総合的に研究・推進し、町民・県民、関係者の健康管理に役立てるとともに最先端医療を受けられる機関として「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」を設置する。 このセンターでは、放射線に関するリスクコミュニケーションや心のケアなども行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）の誘致【3-3)(2)①】 放射線・被ばく医療研究者等の招聘【3-3)(2)③】 放射線安全利用、低レベル放射線の影響研究【4-3)(3)③】 専門家による放射線教育、町民の知識・理解向上【2-5)(3)①】

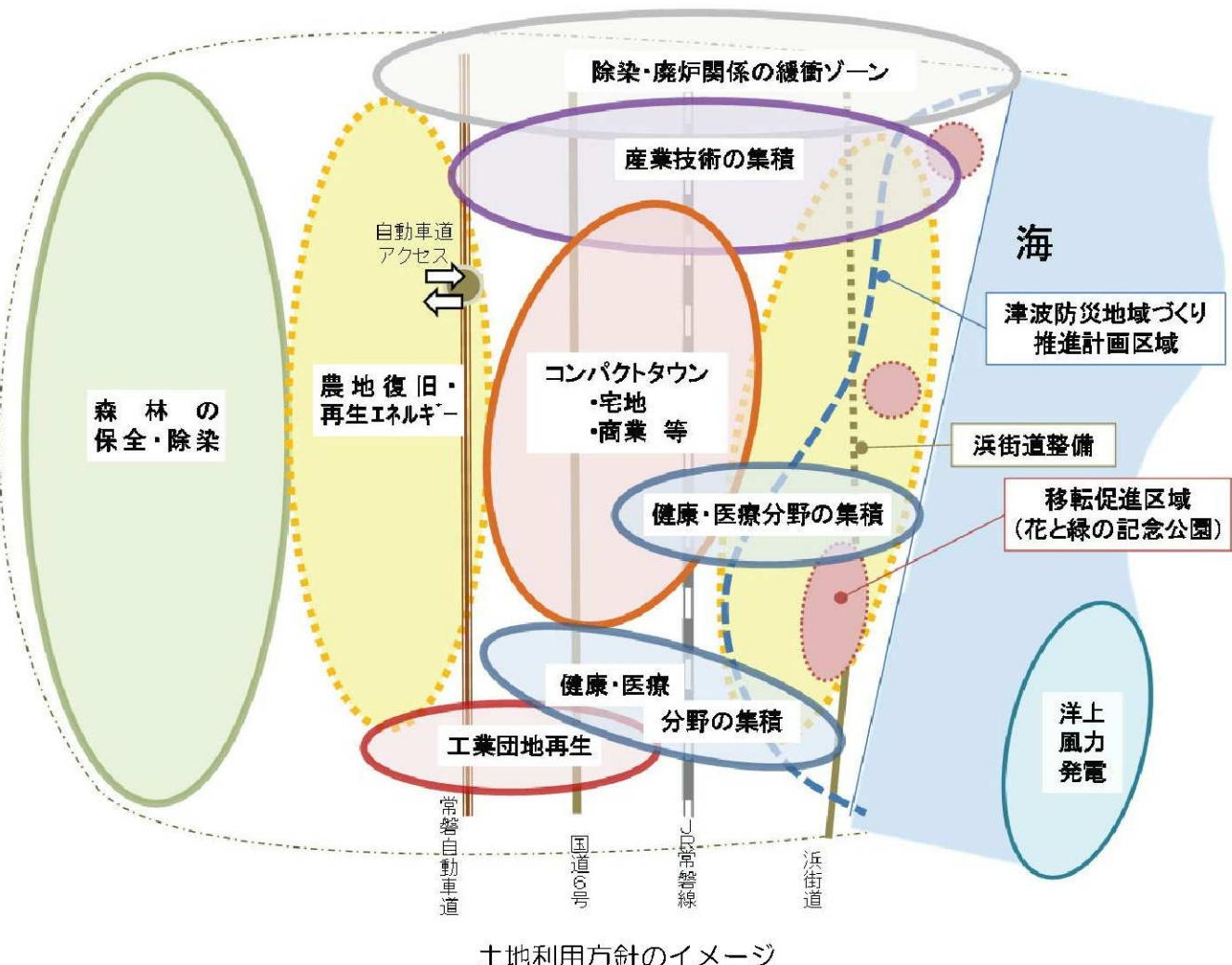


第三章 復興の進め方

1. 土地利用の方針

災害に伴い、従来から徐々に進行していた若年層を中心とする人口の減少、高齢化・過疎化、農地等の耕作放棄の増加などが加速的に進むと懸念されます。一方で、警戒区域の解除後には除染や廃炉に関連する企業等の進出やそれら事業に関する新たな土地利用ニーズが発生することも想定されます。また、警戒区域の設定期間中は固定資産税を免除するため土地評価額をゼロとしていますが、今後のまちづくりを通して土地資産価値の回復・向上を図ることも町の復興として重要です。

こうしたことから、復興への取り組みにあたっては、土地利用の変化を的確に誘導・調整することが求められます。このため、今後の檜葉町における土地利用の方針を整理しました（下記イメージ図参照）。



1-1) 防災のための土地利用方針

(1) 安全で暮らしやすい移転先の確保

津波被災者については、再度の津波の被害を受けないよう、今回の浸水区域外の安全な場所に宅地を確保します。また、山間部の集落においても、森林について除染が進められて線量が低下するまでの間など、町内に移転先を求めることが予想されます。いずれにおいても、移転先については、昔からのコミュニティ維持を重視して、被災集落コミュニティの希望を最優先に対応することとします。

なお、集団的な移転を目指す場合には、一定のインフラが整備されている場所に移転することが迅速な住宅再建・生活再建につながりますので、町内の適地を中心とした移転先候補となることが考えられます。また、個別移転については、市街地や既存集落における低未利用地の有効活用などが図られるよう地権者との調整などを支援します。

(2) 津波防災地域づくりの総合的推進

福島県の津波シミュレーションをもとに、津波被災エリアおよび円滑な避難の確保のための施設整備を行う区域について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画区域を設定します。

①推進計画区域の設定

推進計画区域には、津波被災エリア辺縁を含む一定の範囲を指定して、防災緑地、二線堤としての県道など、津波防護施設を整備します。津波シミュレーション結果を踏まえて必要に応じて宅地のかさ上げを指導したり、避難目標となる緑地・緑道及びその管理用道路の整備に取り組みます。

なお、津波防護施設の整備にあたっては、景観等にも十分配慮した緩傾斜堤防としたり、町民自らが維持管理に参加するなどして、海・河川と人の関わりが常に意識されて災害時にも対応できるようにします。

②花と緑の記念公園（移転促進区域）

沿岸部の津波で被災した防災集団移転促進区域となる宅地部分を中心に、今回の津波により浸水被害を受け、今後も津波による災害の危険が著しいエリアは、原則として災害危険区域とし、一定の建築制限を行います。そのエリアについては、花と緑でいっぱいの記念公園などとしての利用を、町民参加で検討します。

1-2) 宅地や事業用地の供給方針

(1) コンパクトなまちづくり

町では、町民の日々の生活を支える中心的な場所を検討・設定し、小さな町の特徴を活かして、民間事業者によるサービスと、町職員の顔がよく見えるサービスとを提供できるよう取り組みます。そうした機能が集約された町の「核」を創出することで、町全体としてのサービスの機会と質の向上が期待できる「コンパクトなまちづくり」を目指します。

避難指示が解除されても、避難者の帰町はゆるやかに進むことが予想されます。そのため、商業・医療・介護・金融機関をはじめとする各種の暮らしのサービスの回復も、人口が比較的多い場所の近辺に集中的に再開することが効果的です。そして、その周辺に高齢者住宅や施設などを配置したり、バリアフリー化に集中的に取り組むことで、高齢者の外出を支援したり、独居の方の日常的な交流が促進されるという効果も期待されます。

また、徹底した除染や放射線防護対策を研究して、町内で最も放射線量の低い場所として、子どもも思いっきり遊べるようなエリアを目指します。

(2) 新規人口の受け皿づくりとしての土地利用

双葉郡の町村には、放射線量が高く、すぐには戻ることのできない住民が数多く発生します。こうした地域の町村や住民の要請があれば、他町村被災者の世帯の受け皿づくりや仮役場の機能確保に有効な土地の利用を検討します。また、除染や新たな産業等に関する流入人口等の増加も考えられるので、その受け皿として民間による賃貸住宅の建設等が進められる可能性があり、的確な土地利用が図られるよう、誘導します。その際には、駅周辺の面的整備なども視野にいれて取り組みます。

なお、町は、「コンパクトなまちづくり」の一環として、避難が継続する町村出張所の設置等も含めて、こうした新規に流入する人たちも暮らしやすいサービスが提供できるように取り組みます。

(3) 被災原子力発電所近接ゾーンとしての土地利用

福島第一原子力発電所、同第二原子力発電所では冷温停止の維持、安全な停止などの作業が継続されています。また、除染作業も本格化します。こうした活動が行われる近接自治体としての計画的土地利用を進めます。

具体的には、双葉郡町村とも連携して、次のような機能整備を目指します。

①除染・廃炉作業関係の緩衝ゾーン

Jヴィレッジや町総合グラウンドの再生を図るために、人や車両のパーク・アンド・ライド（乗換場所）や除染・スクリーニング、資機材等の保管・管理機能、さらには各種サービス

機能（宿泊、食事、車両や資機材の整備など）を提供するエリアを新規に設定し、そうした機能を移転させることができます。

②原子力防災機能

廃炉までの作業等に係るさまざまな緊急事態を想定した対応を準備しておくことが、帰町する町民の安全・安心の確保につながります。今回の災害教訓を踏まえた原子力防災基地として、指揮、放射線測定、関係者や近隣の町民の退避などの諸機能を整備して緊急事態への対応を強化し、通常は訓練・研修施設として利用することやスポーツ施設・公園としての利用、資機材、水・食糧・医薬品・ヨウ素剤等の備蓄に利用されることが考えられます。

（4）新たな産業集積促進のための土地利用

町では、企業の帰還と新たな産業育成への取り組みとして、次のような土地利用を想定します。

①南工業団地の再生

南工業団地の再生のため、福島復興再生特別措置法における事業用設備の取得や被災者雇用に関する各種優遇措置、従業員の居住確保支援などにより、企業の帰還を促します。それでも帰還を断念した企業があった場合には、当該用地・建物を活用した新規立地を促進します。また、団地内の事業者が共同で廉価に再生可能エネルギーを利用できるようにするなど、環境に配慮した工業団地となることを支援します。

②産業・技術集積とその支援機能

除染や廃炉に関する国の研究機関、民間の研究開発拠点や活動拠点の集積を目指します。そのためには、研究者や技術者、職員に魅力のある職住近接の良好な住環境と、交通手段の確保が欠かせません。

また、研修や視察、会議等といった小規模なMICE¹⁾機能を提供することが有効と考えられます。具体的には原子力防災に関する視察・研修、除染や廃炉関連の技術開発・研究や関連機器の展示・商談などのニーズが見込まれます。地域に潜在する技術と国内外の関連する技術が交流する場にもなることで、新たな技術革新も期待されます。

③健康・医療分野の集積

健康・医療関連分野の集積は、町が掲げる健康を目指した土地利用です。Jヴィレッジ、温泉、福祉・介護施設、天神岬スポーツ公園、放射線医療研究・総合予防医療福祉センター（仮称）などの全てを「健康のまち楢葉」として、「メディポリス構想」に組み込むことが考えられます。

¹⁾ MICE : Meeting（会議、セミナー、研修）、Incentive tour（視察）、Convention(大会)、Exhibition(展示会)

(5) 土地利用の監視

今後、住民が帰町せずに土地を手放す動きと、新たな土地取得の動きが発生して、土地利用等の混乱が生じることも想定されます。また、災害復旧や除染・廃炉関係者の流入による、低質な賃貸住宅の無秩序な増加、従前からの町民とのトラブルの発生や生活環境の悪化が懸念されます。

こうした点に留意しつつ、土地利用の動向をきめ細かく把握することや、優良な住宅が供給されるよう適切に誘導するよう取り組みます。

1-3) 次世代に受け渡す土地利用

土地を次世代に受け渡すためには、国や町、ボランティア等による息の長い除染に取り組むだけではなく、地域の活性化、双葉郡における数十年間の人口・産業構造の大きな変化への対応、町の豊かさの大きな要素である農地や自然の回復などに適切に対処していくことが不可欠です。

(1) 交通環境の整備・充実

①道路

道路整備としては、主要施策に示したように、避難のための浜街道の整備、常磐自動車道利用のためのインター整備などが必要です。また、高速道路を利用した高速バスの運行、町内を巡回する身近なコミュニティバスの運行などの通勤・通学や暮らしのための交通環境が整備されるように取り組みます。

②鉄道

町における大きな課題の一つは鉄道です。ルート変更や除染・放射線防護対策を実施して現在は運休状態にある常磐線の北進路線を早期再開するよう、国とJR東日本に対して強く要請します。また、町内には2つの駅がありますが、特急が停車しないことや「楢葉」という名前の駅のないことは、今後の新たなまちづくりにおいて大きなマイナス要因と考えられます。そうした観点から、町内における駅のあり方を検討し、早急に結論を得て実現に取り組みます。

(2) 将来世代が選択可能な土地利用の仕組みの導入

将来世代が選択可能な土地利用制度を積極的に活用するという配慮も必要です。

当面予想される人口の流入は、他市町村からの一時的避難者、除染や廃炉の関係者など10～数十年間の中長期的な居住人口であり、その後の土地利用ニーズを現時点で想定することは困

難です。そのため、将来、産業構造や土地利用の転換等が必要になった場合にも対応できるよう、宅地や事業用地に供給については定期借地制度の活用等を考慮することが考えられます。

(3) 豊かな自然の回復、農林水産に関する土地の維持、保全

①農地

これまで先祖伝来つくりあげられてきた経緯のある農地は、単なる農産物の圃場というだけでなく、のどかな田園風景による景観形成、貯水機能による大雨時の洪水防止など重要な多くの役割を果たしています。それらを保全することにも気を配りながら、農地を有効に活用していくよう、知恵を集めて議論します。なお当面は、従来と同様の稻作を継続したり新たに菜の花・綿花・ひまわりなどへ転換したりしてバイオマス燃料の製造へつなげる、放射性物質の農作物影響などを調査する研究機関を誘致する、などの多様なチャレンジが考えられます。

一方で、町内には平坦な宅地がほとんどありません。今後の高齢化社会への対応や上記の「コンパクトなまちづくり」などにおいて、活用することが有効と考えられる農地については、農家の意向を踏まえつつ、土地利用転換を検討します。また、太陽光パネルによる発電などに利用することが適当な農地の計画を作成し、再生可能エネルギー発電等を促進します¹¹⁾。

②森林

町の西側に広がる山林については、本来、徹底した除染が望まれますが、実現には新たな技術開発などを待つ以外に有効な方策がないというのが実状です。そこで次善の策として、放射性物質を含む土砂等の流出や風倒木の発生を可能な限り抑止することが考えられ、従来にも増して間伐や搬出、土砂の流出を防ぐ取り組みが重要となります。

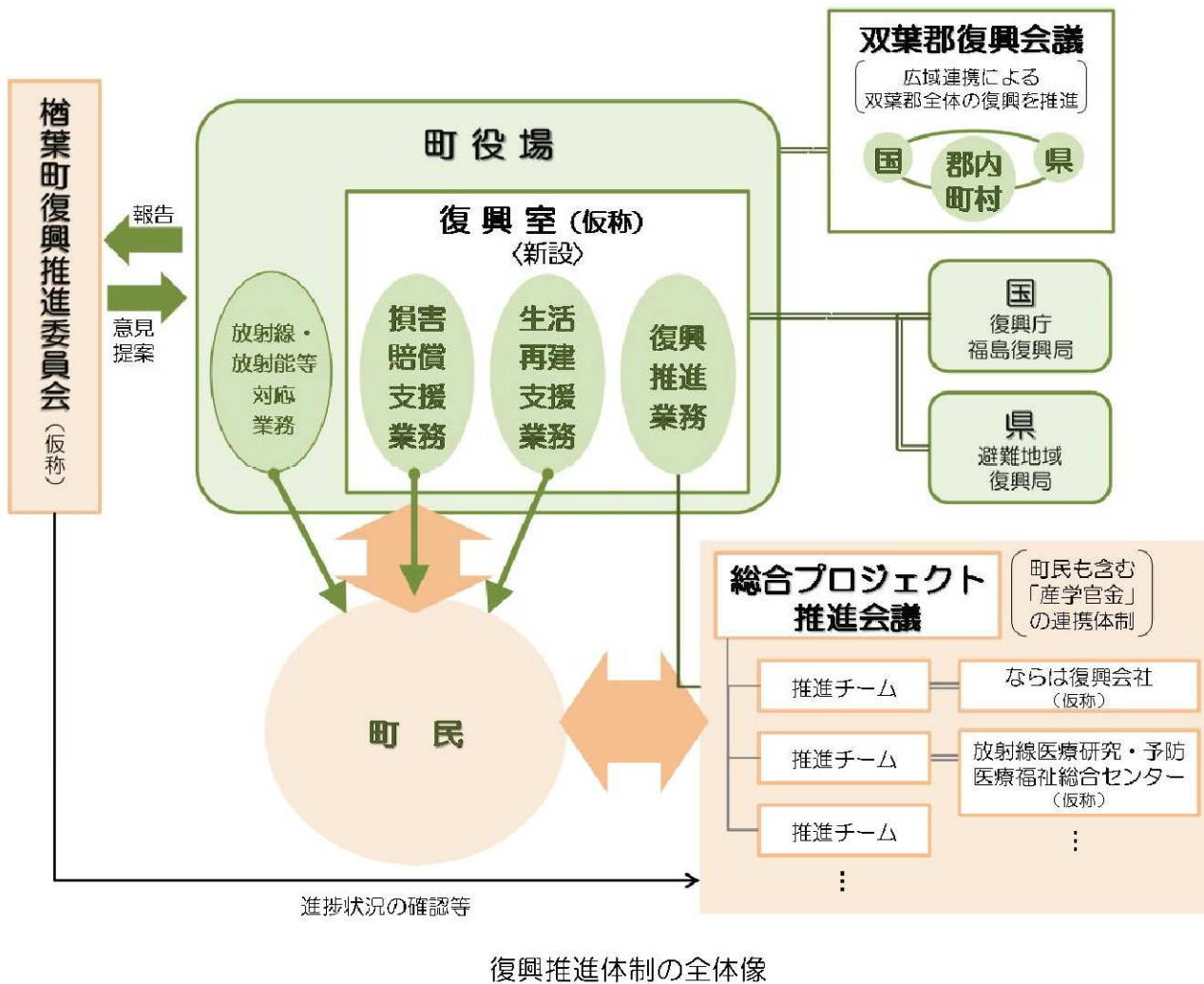
町内の山林はその多くが国有林であることから、国が定める「国有林の地域別の森林計画」の中でこれを明確に位置づけ、除染と並行して、こうした活動を通じ森林と生活環境を守る取り組みを推進することを、国等の関係機関に要望していきます。

加えて、生息する動植物を長期間にわたって保護・観察するエリアなどを設定し、モニタリングを継続しつつ放射性物質の移動や影響を解明するための基礎データとすることや、その結果をわかりやすく町民に伝えることも要請します。

¹¹⁾ 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（閣議決定）

2. 復興への取り組みを支える仕組み

まちの復興に向けた取り組みは多種・多方面にわたることから、これを推進するためのしつかりとした仕組みが必要です。町役場と町民、町内各事業者などが一体となり、ともに復興に向けて歩み続ける体制を構築します（下図参照）。



2-1) 新生権葉に取り組む体制・仕組みづくり

(1) 町役場の体制整備

原子力災害からの復興には放射線・放射能等への対応が不可欠であることから、これをしっかりと進めていますが、これに加えて、まちの復興と町民の生活再建を円滑に推進するため、町役場として「復興室（仮称）」を立ち上げます。復興室は、復興庁福島復興局、福島県避難

地域復興局などとの密接な連携の窓口を務めるとともに、次の3つの機能を担い、復興と生活再建を強力に推し進めます。

なお、過去に例のない原子力災害からの復興には多くの困難が伴い、町職員の負担も非常に大きくなることが予想されます。このため、町民から臨時職員を採用するほか、国及び全国の都道府県・市町村からの職員長期派遣について県にあっせんを要請するなどして、町役場の体制増強を図ります。

①損害賠償支援業務

東京電力に対する損害賠償について、町民の相談に応じるとともに、さまざまな情報をわかりやすく周知するなどの取り組みを進めます。とくに判断が難しいケースなどについては、町の顧問弁護士への橋渡しを行い、専門的なアドバイス、サポートなどを受けられるよう支援します。（復興のための施策「1-6）原子力災害のもたらす経済的被害の回復」参照）

②生活再建支援業務

しばらく帰郷を見合わせる方も含め、すべての町民の被災生活を支え、生活再建を支援します。「被災者カルテ」を用いて被災生活実態・生活再建意向などのデータを総合的に管理するとともに、さまざまな相談・申請手続き等を一元的に扱う「ワンストップ窓口」の役割を果たし、町民の生活再建を総合的に支援します。なお、専任職員の配置にあたっては、過去の災害で生活再建支援を行った自治体から経験職員の派遣を受け、そのノウハウ等を吸収して活かしていきます。

③復興推進業務

まちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」の設立や「放射線医療研究・予防医療福祉総合センター（仮称）」の誘致など、地域経済の復興に貢献し将来にわたる中核産業として成長していくさまざまな機関・組織の誘致・設立に向けたプロジェクト推進の窓口となります。個別のプロジェクト推進を行う「推進チーム」及びそれを総合的に検討・調整する「総合プロジェクト推進会議」（（2）に後述）の事務局を担い、円滑なプロジェクト推進に貢献します。

（2）プロジェクトの推進体制

復興のために新たに取り組む大規模なプロジェクトの推進には、企画力や人的ネットワーク、専門性などを持つ人材を確保することが必要です。このため、町役場をはじめとする行政機関はもちろんのこと、関連する大学・研究機関などの有識者、町民や関連事業者・民間団体の代表者、金融機関などの参画する「推進チーム」をプロジェクトごとに設置し、「产学官金」の協働によるプロジェクト推進を目指します。この推進チームには、必要に応じて、対外的に発言力のあるプロデューサーや関係機関との交渉調整にあたるコーディネーターなどを置き、大きな推進力の確保を図ります。

また、各プロジェクトの内容・推進状況を総合的に検討・調整する場として、産学官金の集まる「総合プロジェクト推進会議」を設置・運営していきます。

(3) 「まちづくり会社」などの設立

復旧・復興に関連する事業を効果的・効率的に推進する上では、その推進母体として行政、地元企業、町民等が参加する協働組織の存在が必要となる場合があります。このため、まちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」などの設立を検討します。

この組織は、復興に向けて町行政をサポートするもので、「公共性」「事業性」「地域密着性」「時限性」「自立性」を備えた復旧・復興需要の受け皿になります。具体的には、早期に取り組むべき事業として除染、がれき撤去、住宅の片付け・修繕、防犯警備などがあり、また段階的な帰町時には、住民の生活サービスの提供などが考えられます。さらに、本格的復興期には“新生ならは”づくりの推進役となる組織として成長させていきます。

「ならは復興会社（仮称）」は、新たな会社組織の設置、既存関係団体との連携・協力、振興公社など既存組織の発展的改組、NPOの立ち上げなどを視野に入れて、関係者との調整を図りつつ進めています。また、活動原資としては、国の震災等緊急雇用対応事業や県の復興基金などを活用します。

(4) 広域的な連携による復興の体制

楢葉町の復興は、まち単独で進めるものではなく、双葉郡全体としての復興を目指すものです。郡内では比較的放射線量の低い楢葉町は、双葉郡復興の拠点となるべき位置づけにあることから、その推進役としての役割を果たすことが求められます。

このため、双葉郡内の各町村と連携をとり、県、国も参画する「双葉郡復興会議」の設置を呼び掛けて、これを推進していきます。

2-2) 復興に向けた財政面の対応等

(1) 緊急事業への対応

この復興計画にもとづいて取り組む各種事業については、それぞれ具体的な事業計画を策定し推進していきます。とくに住宅やインフラなどの緊急を要する事業については「緊急3カ年計画」などとして事業計画を早急にとりまとめ、財政面の措置を行います。

なお、災害復旧事業については、改良復旧を含む災害査定及びその後の入札・工事等に的確に取り組むとともに、国や県による事業代行の積極的な活用を図ります。

(2) 嶓出の見直しへの取り組み

復興に向けた財政面への配慮として、すでに町では、震災前から行っていた各種事業についてすべてゼロベースでの見直しを行い、歳出縮減の努力を開始しています。復旧・復興に関わる事業についても、既存の各種制度や復興基金などを活用するとともに、それぞれの事業計画の中でコンパクト化、スリム化を図り、財政負担の軽減に努めます。また、PFI（民間資金等活用）による推進の可能性を検討するなど、民間活力の活用も図ります。

(3) 復旧・復興資金を地域内循環する仕組みづくり

まちづくり会社「ならは復興会社（仮称）」などを通じ、復旧・復興に関連するさまざまな公共事業に対して地元事業者などが優先的に参画できる仕組みを構築します。これにより、各種公共投資等が地域経済の復興と結びつき、ひいては町の歳入確保へつながる「地域内循環」を推進します。

また、一般的な災害復旧事業は概ね3年程度で終了するため、その後急速に公共投資が減少して地域経済が低迷することがあります。緊急事業以外の取り組みについては、町民や若年層世帯、子どもの帰郷などの意向を的確に把握し、タイムリーに帰郷準備等を進めることで、過度に帰郷への取り組みが一時期に集中しないように留意するなど、復興期間全般における公共事業等の平準化に配慮します。

(4) 共益的投資の仕組みづくり

原子力災害からの復興では、一般の自然災害にも増して、さまざまな地域での課題が発生することが予想されます。こうした課題の解決には、町民等が主体となって取り組むことが有効であり、NPOや一般社団法人等によるこうした地域課題解決事業（コミュニティ・ビジネス）への取り組みが求められます。そこで、町では、こうした事業等を立ち上げる際の小規模な資金調達を支援するファンド（基金）を設けるなど小口出資の仕組みづくりを検討します。なお、こうした出資で活動が軌道に乗れば、出資の一部または全部を回収して、別の新たな取り組みに出資することで、地域社会の課題解決を目指す町民の取り組みを継続的に支援することが可能となります。

2-3) 復興計画の進捗管理の仕組みづくり

今回の災害では、原子力災害からの復興という特殊な事例であることから、既往災害の経験が必ずしも活かされるとは限りません。その意味で、この復興計画は第一次案であり、適宜、状況に応じた計画の見直しを実施していくことが必要です。

(1) 楠葉町復興推進委員会（仮称）の設置

楠葉町復興計画検討委員会のメンバーに引き続き参加・協力を要請するなどして、「楠葉町復興推進委員会（仮称）」を設置し、復旧・復興の取り組みと進捗、実施中の施策の調整や新規施策について、ご意見・ご提案をいただく場とします。

そのために、推進委員会（仮称）の協力を得て、次のような取り組みを実施します。

- 楠葉町固有の条件を踏まえた復興指標の検討
- 実地調査や復興関係データの整理・分析
- 復興モニター（仮称）を町内の住民・就労者、各分野の支援者等より募集して意見聴取
- 町民意識調査や町民ワークショップ（3年経過を目安に実施）

(2) 計画の改定、町勢振興計画へのシフト

上記の推進委員会（仮称）の提言も踏まえて、取り組んでいる復興施策を次のような4つに判定するなどして、適宜、復興計画に掲げた復興施策の見直しや町勢振興計画への移行を図ります。

（復興施策の判定イメージ）

判定1：計画は概ね達成した（ので当該施策は終了）

判定2：町勢振興計画へ移行（特例的措置から、通常施策へシフト）

判定3：復興計画で事業を継続する

判定4：実行は困難、再検討する

復興計画で掲げた全ての施策について「計画は概ね達成」や「町勢振興計画へ移行」との判断がなされたときに、町の復興計画はその役割を達成したことになります。